令和5年

第6回飯舘村議会定例会会議録

自 令和 5 年 9 月 1 日 至 令和 5 年 9 月 15 日

飯 舘 村 議 会

令和5年第6回飯舘村議会定例会会期日程

(会期15日間)

日次	月	日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	9.	1	金	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1.会議録署名議員の指名 2.会期の決定 3.村長の提案理由の説明 4.決算審査特別委員会の設置 及び付託 5.決算審査特別委員の選任
第2日	9.	2	+	休 日		
第3日	9.	3	日	休 日		
第4日	9.	4	月	休 会		議案調査
第5日	9.	5	火	本会議	午前10時	1.会議録署名議員の指名 2.一般質問(通告順1~3番)
第6日	9.	6	水	休 会		議案調査
第7日	9.	7	木	休 会		議案調査
第8日	9.	8	金	決算審查 特別委員会	午前9時	令和4年度一般会計及び各特別会計決 算審査(個別説明)
第9日	9.	9	土	休 日		
第10日	9. 1	10	日	休日		
第11日	9. 1	11	月	休 会		議案調査
第12日	9. 1	12	火	決算審查特別委員会	午前10時	令和4年度一般会計及び各特別会計決 算審査(総括質疑)
第13日	9. 1	13	水	決算審查特別委員会	午前10時	令和4年度一般会計及び各特別会計決 算審査(総括質疑)
第14日	9. 1	14	木	休 会		議案調査
第15日	9. 1	15	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名

	2. 追加提出議案の提案理由の説明
	3. 議案審議
	閉会

令和5年9月1日

令和5年第6回飯舘村議会定例会会議録(第1号)

令和5年第6回飯舘村議会定例会会議録(第1号)																		
招集年月日	令和5年9月1日(金曜日)																	
招集場所	飯舘村役場 議会議場																	
開閉会の日	開会 令和5年9月1日 午前10時00分																	
時及び宣告	閉議	令和	5年	9月	1 日	4	午前	11時	0 7	分								
応 (不応)	議席番	:号	氏				名 出欠			議席番号			氏 名					出欠
招議員及び 出席議員並	1		佐 藤 眞				弘〇		2				横山秀人					0
びに欠席議員	3		花 井				茂		4				飯	畑	秀	夫		0
出席10名	5		佐 藤 健				太		6				菅	野	新	_	•	0
欠席 0名 ○ 出席	7		渡	渡 邊 計				0	8				佐	藤	八	郎		0
△ 欠席× 不応招	9 7			· 植	孝	雄	İ	0		1 0			佐	藤	_	郎		0
△○公欠																		
署名議員	5番	佐	藤	健	太		6	番菅	野	新 -	_							
職務出席者	事務局	長	細川亨書			記	伊藤博樹				書記巻野					凌		
	職		名	氏			名	出欠]	職		名		氏			名	出欠
	村		長	杉	岡		誠	0	副	1	村		長	高	橋	祐		0
地方自治法 第 121 条の	総務	課	長	村	Щ	宏	行	0	村推	づ 進	く 課		り 長	佐	藤	正	幸	0
規定により説明のため	住 民	課	長	搃	賀	春	美	0	健	康 福	祉	課	長	石	井	秀	徳	0
出席した者 の氏名	産業振	興調	長	111	瓶		真	0	建	設	課		長	高	橋	栄	二	0
○ 出席	教	育	長	遠	藤		哲	Δ	教	育	課		長	高	橋	政	彦	0
△ 欠席	生涯学	習調	長	Щ	田	敬	行	0	農事	業 務	委 員		会長	11.1	瓶		真	0
	農業会	委 員	会長	菅	野	啓	<u> </u>	0	選書	挙 管 F	理 委 記		会長	村	Щ	宏	行	0
	選挙管:	理委員 員	員会 長	伊	東		利	0	代	表 監	查	委	員	髙	野	孝	_	0
議事日程	別紙のとおり																	
事 件	別紙のとおり																	
会議の経過	別紙の	とおり)															

令和5年9月1日(金)午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 村長の提案理由の説明

日程第 4 決算審査特別委員会の設置及び付託

日程第 5 決算審査特別委員会の選任

日程第 6 議員派遣の件

会議の経過

◎開会の宣告

議長(佐藤一郎君) 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、ただいまから令和 5年第6回飯舘村議会定例会を開会します。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

議長(佐藤一郎君) これから、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長(佐藤一郎君) 本日の議事日程及び議案はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長(細川 亨君) 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は予算案件3件、決算認定6件、条例案件1件、 その他案件1件の計11件であります。

次に、閉会中の特別委員会の活動状況でありますが、7月26日に広報編集特別委員会が 広報編集のため開催されております。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況でありますが、総務文教常任委員会が8月8日に 所管事務調査のため開催されております。

次に、8月28日に議会運営委員会が本定例会の会期・日程等の議会運営協議のため開催 されております。

次に、本定例会の一般質問の通告は3名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付の とおりであります。

次に、議長公務及び議員派遣についてでありますが、お手元に配付の報告書のとおりで あります。

次に、監査委員から令和5年7月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めております。 以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長(佐藤一郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって5番 佐藤健太君、6番 菅野新一君を指名します。

◎日程第2、会期の決定

議長(佐藤一郎君) 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月15日までの15日間にしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月15日までの15日間に

決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長(佐藤一郎君) 日程第3、村長提出の議案第54号から議案第64号を一括上程し、村長の 提案理由の説明を求めます。

村長(杉岡 誠君) 本日ここに、令和5年第6回飯舘村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ち、6月議会定例会以降の村政の主な動きについてご報告いたします。

初めに、産業団地の整備についてです。

少子高齢化が急速に進んでいる本村の状況に鑑み、医療・介護を含む村民生活を支える ための自主財源の確保、子育て世代・働く世代を中心とするなりわい人口の増加は、本村 にとって最重要課題であり、なりわい創出は喫緊かつ必須の施策であります。

このなりわい創出に必要不可欠である産業創出や企業誘致を推進するに当たり、令和4年度の調査結果に基づき、相馬農業高等学校飯舘校及びその周辺地区を産業団地整備の最適地と考え、これまで地元住民の皆様をはじめ県教育庁との協議や、同校の同窓会、関係各所との事前協議を進めてまいりました。

この結果、地元の皆様、同窓会及び関係各所から一定のご理解をいただきましたので、 去る8月28日に、相馬農業高等学校飯舘校の活用にかかる要望書を福島県教育委員会教育 長に提出いたしました。

また同日付で、村ホームページにて周知し、今後の広報誌折り込みを含めて、9月25日 までを期間とする村民パブリックコメントを募集しているところであります。

村の発展と振興の歴史に大きく寄与してきた高等学校ですので、その歴史をしっかりと本校に引き継ぎ、新たな村の発展のために敷地等を活用する構想について、今後も地権者、地元行政区の皆様はじめ関係各所と丁寧に協議を進め、併せて村民の皆様のご意見を踏まえてスピード感を持って取り組んでまいります。

次に、各課の報告を申し上げます。

まず、総務課関係です。

8月4日に、交流センターふれ愛館において、第2回行政区長会を開催いたしました。 会議では、各課の主な事業等の説明を行い、各行政区から要望や質問を受けたところです。 また、会の冒頭には、飯舘クリアセンター隣接地を活用したリサイクルを推進するための 産業廃棄物中間処理施設計画(構想)と、相馬農業高等学校飯舘校の敷地等を活用した産 業団地整備計画(構想)について説明を行い理解を求めたところです。

次に、村づくり推進課関係です。

初めに、要望関係です。去る6月26日、西村明宏環境大臣へ、さらに6月29日に渡辺博道復興大臣へ、いずれも環境再生事業視察の折、要望書を提出いたしました。また、7月4日にも、村内営農者との意見交換及び視察の折、野村哲郎農林水産大臣へ要望書を提出しているところであります。

要望書の詳細な内容はホームページ等で住民の皆様にお知らせしているところでありま

すが、飯舘村の再生と発展に向けて、各項目について要望したところであります。

次に、交流・移住関係です。移住の前段である交流人口、関係人口の創出のため、まず 飯舘村を知ってもらうために、村の移住に当たって魅力あるところやイベントを周遊する ツアー「ミチシル旅」を今年度は6回開催することとしております。その第1回目として 7月1日2日、第2回目を7月22日23日に実施いたしました。第1回目の参加者は12名、 第2回目は7名で、いずれの参加者の皆さんにも飯舘村の暮らしを感じ取っていただける ものとなりました。

また7月14日15日には、いいたて魅力向上発信事業として、仙台市においてワインマルシェに参加いたしました。これは村の産品を通して村関係者との交流や魅力を体験してもらうなどして情報発信を行ったものであります。当日は、農産物や加工品など、村のブースには産品を買い求める方が絶えない2日間となりました。

次に、「日本で最も美しい村」連合関係です。去る7月22日に昭和村で開催された「からむし織の里フェア」において、「日本で最も美しい村」連合加盟の県内4町村、昭和村、大玉村、三島町、飯舘村による合同物産展を開催したところであります。来場者は約1,200人に上り、福島県内の「日本で最も美しい村」連合の結束を確認するとともに、多彩な自治体の産品が一堂に会したイベントとなり、来場者の笑顔が絶えない一日となりました。

次に、わくわく補助金事業です。8月5日に村民と大学生が主体となって実施したマデイナカペラ事業において、アカペラでの音楽ライブイベントがふかや風の子広場で開催されました。これは首都圏で活動している大学生が、飯舘村での宿泊体験を通して、村の自然や人々の暮らしに共感を覚え、村内でのイベントを村民の方と共に開催することでより地域活性化に貢献したいとの趣旨から、本事業の実施に至ったものであります。当日は、首都圏をはじめとする全国各地から参集したアカペラグループを中心に約100人の参加者となり、盛況を見せたところです。

また8月27日には、村の活性化イベントとして、ヴィレッジ・ヒューチャー・グループによるスーパーカーイベントも道の駅で開催されたところです。当日は、多数の村内外の家族連れや若者が参加し、昨年を超えるにぎわいを見せておりました。

引き続き、村の将来への布石につながるような、わくわくする各種事業に取り組んでまいります。

次に、7月22日に、大倉地区にて「はやま湖まつり」を開催いたしました。昨年度までは村主催で「はやま湖花火大会」を実施してきましたが、本年度は大倉行政区や南相馬市上栃窪地区の住民の方々やまごころ運営協議会をメンバーとした「はやま湖まつり実行委員会」を組織し、祭りの企画から事前準備、当日の出店まで、一丸となって取り組んでおります。また、福島県相双建設事務所とも連携し、真野ダムの見学会などの体験イベントも開催し、お昼の時間帯からたくさんの方々に来場していただき、約700人の集客をすることができました。参加者からは「とても感動した」「夏休みのいい思い出になった」とのお声をいただいたところであります。

次に、8月6日には、道の駅までい館において、村商工会主催による「いいたて夏まつり」を開催いたしました。当日は、プロカメラマンによる無料撮影会や多くのステージイ

ベント、子供じゃんけん大会などが行われたほか、飲食ブースも多数出店され、来場の皆様に夏まつりを楽しんでいただいたところです。

また同日、隣接の風の子広場において、風の子広場ひみつ基地どきどき3周年イベントを開催しております。紙芝居や木工教室などが行われたとともに、南相馬警察署の協力によるパトカー・白バイ見学も行われ、小さいお子様を連れたご家族などに多数ご来場いただき、にぎわいを見せた一日となりました。

次に、いいたて村の道の駅までい館の運営状況ですが、平成29年8月12日にオープンしてから7月末までのレジ客数は、までい館が67万6,349人、セブンイレブンが153万45人となっております。また8月12日には、開館6周年を迎えるに当たり6周年感謝祭が開催され、飯舘産黒毛和牛を使用した牛串や焼き肉丼の販売をはじめ、飲食ブースも多数出店し、たくさんの方が来場されていました。今後も広く村の情報を発信し、交流人口の拡大を図り、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、ふかや風の子広場についてですが、本年4月から7月末までに1,969人のご来場をいただいております。ドッグランのびのびについても、本年4月から7月末までに195件、254頭のご利用をいただいております。どちらの施設も大変ご好評をいただいており、村内外から多くのお客様に楽しんでいただいております。

次に、宿泊体験館きこりの利用状況ですが、本年4月から7月末までの全体利用客数は2,919人で、このうち素泊まり宿泊利用者は244人、入浴施設利用者は2,675人となっており、村民の憩いの場、交流の場として多くの方にご利用いただいております。

次に、村民の森あいの沢キャンプ場についてですが、昨年度モニター利用を開始したオートキャンプ場に加え、今年度はイベント広場にフリーサイトもオープンしております。ファミリーキャンプ、グループキャンプ、ソロキャンプなど様々なスタイルに対応できるようになり、7月末までに1,143人の利用がありました。特に夏休み期間中は多くの家族連れでにぎわっており、今後もきこり、あいの沢ともに、村の観光・交流の拠点として村内外にPRをし、交流人口の拡大を図ってまいります。

次に、村内の移動販売についてです。昨年の9月12日より、株式会社いちいの「とくし 丸」による村内の移動販売を行っておりますが、8月8日より新たにセブンイレブン・ジャパンの「セブンあんしんお届け便」による村内移動販売もスタートいたしました。株式 会社いちいと同様に、セブンイレブン・ジャパンとも、地域見守りの取組みに関する協定 書を締結しており、移動販売の際に高齢者等にふだんと違う様子が見られたときの連絡や、 緊急時の救急・警察等への通報なども行っていただくこととしております。

次に、住民課関係です。

初めに、令和5年度における村税の課税状況でありますが、8月1日現在で村民税1,875件、固定資産税2,137件、軽自動車税3,552台、国民健康保険税68件、介護保険料63件となっております。

次に、価格高騰による家計への負担増を踏まえた国の経済対策、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金についてです。基準日の6月1日において村に住民登録がある住民税非課税665世帯に対し、8月末までに1世帯3万円の給付金を振り込んでおります。

また、村独自の支援であります、飯舘村電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金につきましても、8月末までに1,141世帯に対して1世帯3万円の給付金を振り込んでおり、今回の対象1,808世帯のうち、これまでに1,806世帯への支給を完了しております。

次に、村民の帰還状況です。8月1日現在の村への帰還者は636世帯、1,222人で、帰還率は約25.8%となっております。これに震災後の転入者248人といいたてホームの入所者等を合わせ、村内の居住者は809世帯で1,529人となっております。

次に、避難を継続している方の状況です。県外に157人、県内は、福島市に2,016人、南相馬市に283人、伊達市に250人、川俣町に235人、相馬市に118人など、合わせて3,056人となっております。

次に、マイナンバーカードについてです。8月13日現在、本村の申請率は約8割を若干超えたものの、交付率は71.6%となっております。村としましては、広報誌や全戸チラシによる広報等により、今後も村民の皆様に広く周知を図ってまいります。また、マイナンバーカード取得に向け職員による出張申請の受付や申請サポートを行い、マイナンバーカード取得の推進に向けて取り組んでまいります。

次に、ふるさと帰還通行カードの受付状況についてです。4月17日に受付を開始してからのカード更新申込件数は、8月21日現在、1,537件となっております。11月1日より更新カードに移行することになりますので、早めに更新手続をしていただくよう、引き続き広報等で周知してまいります。

次に、産業廃棄物中間処理施設整備計画構想についてです。8月4日に、関沢行政区長、小宮行政区長、八木沢・芦原行政区長が立会人となり、斎藤運輸工業株式会社と産業廃棄物中間処理施設立地協定書を締結いたしました。今後は、この協定書を基に地域の活性化を含めた協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、健康福祉課関係です。

初めに、新型コロナウイルスワクチン接種関係についてです。新型コロナウイルスは、 令和5年5月8日に感染症法上5類感染症に移行しましたが、ワクチン接種については引き続き自己負担なしで令和6年3月末まで接種できるようになっております。令和5年度の春開始接種については、高齢者、基礎疾患のある方、医療・介護等の従事者等が対象で、 5月から7月にかけて計5回、村内いちばん館で集団接種を実施し、1,083人の接種が完了しております。

次に、令和5年度の集団健診を、8月21日から8月26日までの6日間、16歳以上の全村民を対象に、いちばん館を会場に実施いたしました。今年度は、新型コロナウイルスが5類に移行したことに伴い、受付をビレッジハウスからいちばん館へ戻して行いました。集団健診受診者は、昨年度より28名減の930人でした。集団健診未受診者については、福島市内では9月末まで、相双・伊達方部では12月まで医療機関での受診が可能となっております。検診の結果、指導が必要な方には家庭訪問や電話で健康づくりのための保健指導を実施し、未受診の方には個別に受診勧奨の案内を送付するなど、今後とも受診率向上を図るとともに村民の健康管理に努めてまいります。

次に、100歳賀寿についてです。6月12日に伊丹沢行政区の佐藤オイシさん、6月25日に

前田行政区の佐藤ハルヨさんが満100歳を迎えられました。村からは褒状とお祝い金を贈るとともに、県からの褒状等を代理で贈らせていただきました。また、社会福祉協議会から褒状、老人クラブ連合会から記念品がそれぞれ贈られました。飯舘村では、今年度のお二人を合わせてこれまでに44人の100歳到達者となりました。さらなるご長寿をお祈りするものであります。

次に、令和5年度飯舘村敬老会についてです。9月10日に3年ぶりに村の敬老会を開催いたします。新型コロナウイルスが5類に移行したことを受け、今回は招待者の制限をすることなく通常どおりの開催をご案内したところ、現在の参加申込者は206人となっております。敬老者の皆さんの久々の再会に笑顔が見られるよう準備を進めてまいります。

次に、飯舘村地域活動支援センターについてです。地域活動支援センターは、障害がある方が地域において日常生活や社会生活を営むことができるようサポートすることで、利用者の居場所づくりや地域社会とのつながりを促進する施設です。村では、飯舘村地域活動支援センターの運営を飯舘村社会福祉協議会に委託しており、現在10月の開所を目指し、7月、8月、9月にプレオープンを各1回程度実施して準備を進めているところです。

次に、福島県立医科大学生の実習についてです。令和4年2月の県立医大との包括連携協定により、理学療法士や作業療法士、臨床検査技師、診療放射線技師を目指す学生たちの実習が、いいたてホームに加え、去る6月30日と7月7日にいちばん館において学生と地域の高齢者との交流を通じたレクリエーション実習として行われました。また、8月26日のいいたてホームの夏祭りにも研修として参加していただいております。今後も実習の場の提供を通じて、学生が村に訪れることによるにぎわいの創出や村民との交流の輪が広がる取組につなげてまいります。

次に、産業振興課関係です。

初めに、今年の水稲の状況です。今年の主食用米、飼料用米、ホール・クロップ・サイレージ用稲の作付面積は、昨年度の17地区約204へクタールから、18地区約235へクタールに拡大しております。生育状況については、村内においては水不足や連日の高温による障害等の報告は届いておりませんので、今のところ順調に生育しているものと見込んでおります。

次に、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積についてです。村では、令和4年度までに草野行政区ほか8つの地区において約405ヘクタールの農地を集積し契約を締結いたしました。今年度は草野行政区ほか8つの行政区において農地集積を進めており、契約がまとまれば約92.5ヘクタールが新たに集積となり、合計約497.5ヘクタールの集積が実現する見込みです。

次に、鳥獣被害対策関係です。今年も4月に鳥獣被害対策実施隊を設立し、捕獲等対策を実施しておりますが、8月下旬までにサル66頭、イノシシ41頭を駆除いたしました。また、村内で農業に携わる方の圃場については、ご希望に応じて引き続き順次、電気牧柵やサル対策用フェンスの導入を進めているところです。また、昨年度までサル対策として大型の箱わな2基を購入しましたが、捕獲数のうちこのわなによるものが42頭と捕獲数の伸びにつながっているところです。

さらに、小宮地区のクリアセンター隣に建設を進めておりました有害鳥獣減容化施設が8月より本格運用を開始しております。これまで捕獲した鳥獣9頭を処理しましたが、1週間程度で大きく分解が進むことが確認でき、期待した効果が出るものと見込んでおります。引き続き、鳥獣被害対策実施隊と連携、協力の下、適正な処理に努めてまいります。次に、農林水産大臣の村内訪問についてです。去る7月4日に野村哲郎農林水産大臣が村内を訪れ、あぶくまもちの圃場ほか村内農地の状況を視察し、また畜産農家及び農業法人の方々と意見を交わしました。村からは、飯舘村の復興・再生に向けた要望書を手渡しいたしまして、農畜産業の再生のための財源の確保と財政支援について、原油価格・物価

村内を訪れ、あぶくまもちの圃場ほか村内農地の状況を視察し、また畜産農家及び農業法人の方々と意見を交わしました。村からは、飯舘村の復興・再生に向けた要望書を手渡しいたしまして、農畜産業の再生のための財源の確保と財政支援について、原油価格・物価高騰等への対応について、また解除区域を含む帰還困難区域全域の再生に向けた支援についてほか、計5項目について要望いたしました。

次に、木質バイオマス施設等緊急整備事業についてです。去る7月25日に福島県や福島市、南相馬市など被災12市町村を含む近隣市町村の担当者等を招き、交流センターふれ愛館及び蕨平地区の建設予定地において、事業の説明会及び現場見学会を実施いたしました。参加者からは、発電施設の仕組みや安全対策、使用する木材の調達方法についてなど様々な質問が出されましたが、特に事業実施を懸念するような声はなかったものと捉えております。また当日は、県、関係市町村等で組織する木質バイオマス発電施設の情報共有等を目的とした協議会を立ち上げたい旨の説明も行い、趣旨をご理解の上、協議会への参加を呼びかけたところであります。現在、施設は年度内の完成に向け順調に工事が進んでおります。今後も事故、災害等に見舞われることなく、予定どおりに施設が完成することを期待するところであります。

次に、建設課関係です。

初めに、建設管理係関係です。

簡易水道事業及び農業集落排水事業における特別会計において、今年の10月1日から導入が予定されている消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度に係る事業者としての税務署への登録申請を進め、10月1日からのインボイス制度に適切に対応してまいります。

次に、土木係関係です。

村道の草刈り関係について、行政区で実施する住民参加型環境保全事業による草刈りを進めておりますが、15行政区において1回目の草刈りが完了し、今後2回目の草刈りを実施する予定となっております。その他の路線は、村内業者への委託により草刈りを進めております。また、国道・県道については、県による道路愛護交付金により、地元で対応可能な15行政区、約109.2キロメートルを実施しております。

次に、生活環境整備事業による村道機能回復工事(舗装工事)ですが、現在10路線、約2.6キロメートルの工事を発注しており、12月末の工事完了を見込んでいるところであります。あわせて、村管理の普通河川17河川においても除草作業を進めており、10月末に完了する予定です。

次に、農業基盤再生係関係です。

農業基盤整備促進事業につきましては、15の行政区において工事を進めております。今

後も行政区及び行政区の工事協議担当の方との調整を行いながら、早期完了に努めてまいります。

また、県営ほ場整備事業における佐須地区と上飯樋地区については、地元の合意が調いましたので、事業申請へと進み、今年度中の事業採択を目指してまいります。

ため池における放射性物質対策工事については、今年度は12か所のため池が完了する予 定です。

今後も営農再開、新規就農の加速化に向けて、各事業とも推進してまいります。 次に、教育委員会関係です。

まず、学校及びこども園の状況ですが、1学期中の教育・保育活動については、ほぼコロナ禍以前と同様の活動が行われてきており、親子遠足や修学旅行、いせひでこ先生の絵を描くワークショップ、いいたて学の一環であるしみじみマスタープロジェクトと題した全学年による取組においても、地域の方々にご協力をいただきながら取り組むことができております。また、夏休み明けの2学期からの活動についても、8年生の職場体験など、順調にスタートしているところであります。

次に、夏休み中の動きでありますが、例年行っている村教職員を対象とした研修会を8月1日2日に実施しております。8月1日には、今年度から村の学校・こども園に赴任された教職員を対象に、村内めぐり研修会を開催しております。子供たちにいいたて学を学ばせる者として、村の文化や伝統、復興再生の状況を現場で体感していただいたところです。また8月2日には、國學院大學の田村 学教授及びノンフィクション作家の柳田邦男氏によるご講演をいただくなど、対面での研修を実施してきたところであります。

次に、PTA主催によるいいたてっ子夏祭りですが、猛暑による対策等を考慮し、今年度からいいたてっ子秋祭りと題し、9月17日に実施する予定となっております。

次に、学校管理及び学習環境でありますが、こども園においては、今年度から導入した 保育管理システムにより保護者との密な連絡体制が確立され、安心・安全な保育の実施が なされております。

また、学校における学習環境では、タブレットの活用によるICT教育が進んでおり、コロナ禍で試行錯誤し構築されてきたオンライン授業や双方向型の授業を取り入れながら、様々な活用形態が広がってきているところであります。また、AIによる分析で児童生徒の苦手分野を把握し、個々の習熟に応じた問題を出題するようなアプリを導入しており、今後の学力向上を期待しているところであります。

次に、生涯学習課関係です。

初めに、7月27日、村教育委員でもある菅野クニさんへ、復興大臣署名の感謝状が復興 庁福島復興局から贈呈されました。東日本大震災、原発事故の記憶と教訓を伝承する語り 部の活動が評価されたものです。

次に、各事業の実施状況です。

今年度は6月から村民の交流の場としてわくわく農業体験塾を実施しており、13人が参加して、野菜の栽培や収穫を行っております。今後は、収穫した野菜を使った料理教室などを予定しております。

自主文化事業関係では、7月17日にスーパーサイエンスショーを開催し、子供たちを含めた43人が目の前で繰り広げられた科学をテーマにしたショーを楽しんでいました。

次に、いきいきわくわく学びの旅事業です。8月7日から10日までの3泊4日で、希望の里学園の5年生6年生14人が参加して、北海道栗山町や札幌市などを研修しました。研修先では、飯舘村出身で現在栗山町で畜産を再開している方から震災や復興の話を聞いたほか、栗山町の子供たちとの交流を図ったり、北海道博物館を見学するなど、北海道の自然、文化、歴史について学んできました。

次に、スポーツ関係です。7月15日に41人が参加した第12回村民グラウンドゴルフ交流会、7月22日から30日までの週末の4日間、38人が参加したプール開放事業、7月23日には59人が参加した第2回飯舘村長杯パークゴルフ大会がそれぞれ開催されました。また8月5日には、村内外から昨年より16チーム増えた52チーム約300人が参加して、第2回いいたてナイター駅伝大会を開催いたしました。夕刻から夜間にかけて、村の冷涼な環境の中で、参加者はチームの思いを一つにしてたすきをつなぎ、白熱した駅伝を楽しんでおりました。

以上が、村政の主な動きです。

それでは、提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明いたします。

議案第54号は、令和5年度飯舘村一般会計補正予算(第6号)です。既定予算総額に1億4,886万7,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を158億9,597万6,000円としました。

歳出の主な内容は、総務費の総務管理費に4,473万1,000円、民生費の児童福祉費に1,142万9,000円、商工費の商工費に7,847万5,000円などを計上いたしました。

歳入には、地方交付税、国・県補助金、財産収入、基金繰入金、繰越金を充てております。

議案第55号は、令和5年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第2号)です。既定予算総額に3,945万8,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を10億9,583万円としました。

議案第56号は、令和5年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)です。既 定予算総額に52万1,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を7,737万3,000円としま した。

議案第57号から議案第62号までは、令和4年度飯舘村一般会計及び各特別会計歳入歳出 決算認定についてです。一般会計の決算額は、歳入総額140億854万8,000円、歳出総額125 億9,868万7,000円で、歳入歳出差引14億986万1,000円の黒字決算となりました。そのうち 繰越明許費の3億9,996万3,000円を差し引いた実質収支は10億989万8,000円です。

議案第63号は、飯舘村税特別措置条例の一部を改正する条例です。これは、福島県税特別措置条例の一部を改正する条例が令和5年7月に公布され、同年4月1日から適用されたことに伴い、飯舘村税特別措置条例の関係する条項を改めるものです。

議案第64号は、農業基盤整備促進事業(飯舘西部その2)農業基盤整備工事(水路工) 前田・八和木地区第9回工事請負契約についてです。8月10日に8者による指名競争入札 を行った結果、有限会社福相建設が落札しましたので、その請負契約について議決を求め るものです。なお、契約金額は1億3,530万円です。

以上が、提出いたしました議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長(佐藤一郎君) 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

(休憩中、総務課長の議案説明)

(午前10時36分)

◎再開の宣告

議長(佐藤一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時02分)

○日程第4、決算審査特別委員会の設置及び付託

議長(佐藤一郎君) 日程第4、決算審査特別委員会設置及び付託の件を議題とします。 お諮りします。

議案第57号令和4年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について、議案第58号令和4年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第59号令和4年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第60号令和4年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第61号令和4年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第62号令和4年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第62号令和4年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上の6議案については、飯舘村議会委員会条例第5条の規定によって、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

- 議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第57号から議案第62号までの6議案 については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査す ることに決定しました。
- ◎日程第5、決算審査特別委員の選任

議長(佐藤一郎君) 日程第5、決算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、飯舘村議会委員会条例第6条第4項の規定によって、1番 佐藤眞弘君、2番 横山秀人君、4番 飯畑秀夫君、5番 佐藤健太君、6番 菅野新一君、7番 渡邊 計君、8番 佐藤八郎君、9番 髙橋孝雄君、以上8名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました8名を決算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、本日散会後に決算審査特別委員会を議場に招集しますから、委員長、副委員長を 選任の上、議長に報告願います。

◎日程第6、議員派遣の件

議長(佐藤一郎君) 日程第6、議員派遣の件についてお諮りします。 お手元に配付したとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、派遣することに決定しました。

◎散会の宣告

議長(佐藤一郎君) これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時07分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年9月1日

飯 舘 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 佐藤 健太

同 会議録署名議員 菅野 新一

令和5年9月5日

令和5年第6回飯舘村議会定例会会議録(第2号)

令和5年第6回飯舘村議会定例会会議録(第2号)																
招集年月日	日 令和5年9月5日(火曜日)															
招集場所	飯舘村役場 議会議場															
開閉会の日	開議 令和5年9月5日 午前10時00分															
時及び宣告	閉議 令和5年9月5日 午後 2時21分															
応 (不応)	議席番号	子 氏	氏				出欠 議席番号			号	氏 名					出欠
招議員及び出席議員並	1	佐	藤	眞	弘		0		2		横	į́Ш	秀	人	-	0
びに欠席議員	3	花	并	1	茂		0		4		飯	i 炬	秀	夫	:	0
出席10名	5	佐	佐 藤 健				0	6			菅	野	新	-		0
欠席 0名 ○ 出席	7	渡	渡邊			•	0 8				佐 藤			. 郎	0	
△ 欠席 × 不応招	9	髙	插	孝	雄	i	0		1 0		佐	藤	_	!!		0
△○一公芡					ı											
署名議員	7番	渡邊	邊計				番 佐	113								
職務出席者	事務局長	長 細川	細 川 亨			書記(尹藤博樹			書記糯田				文 也
	職	名	氏			名	出欠	Ą	哉	彳	7	氏			名	出欠
	村	長	杉	岡		誠	0	副	柞		長	高	橋	祐	-	0
地方自治法 第 121 条の	総務	課長	村	Щ	宏	行	0	村推	づ 進	く 課	り 長	佐	藤	正	幸	0
規定により説明のため	住 民	課長	志	賀	春	美	0	健	康 福	祉 課	長	石	井	秀	徳	0
出席した者の氏名	産業振り	興課長	三	瓶		真	0	建	設	課	長	高	橋	栄	二	0
○ 出席	教 育	長	遠	藤		哲	Δ	教	育	課	長	高	橋	政	彦	0
△ 安席	生涯学習	習課長	Щ	田	敬	行	0	農事	業 務	長員局	会長	11.	瓶		真	0
	農業委会	員 会 長	菅	野	啓	_	Δ	選書	挙管理 記		会長	村	山	宏	行	0
	選挙管理 委員		伊	東		利	0	代	表監	查委	員	髙	野	孝	_	0
議事日程	別紙のとおり															
事 件	別紙のとおり															
会議の経過	別紙のと	おり														

令和5年9月5日(火)午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問(通告順1~3番)

会議の経過

◎開議の宣告

議長(佐藤一郎君) 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

議長(佐藤一郎君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長(細川 亨君) 報告します。

9月1日に決算審査特別委員会が開かれ、委員長に髙橋孝雄委員、副委員長に佐藤眞弘 委員を選任した旨、議長に報告がありました。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長(佐藤一郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7番 渡邊 計君、8番 佐藤八郎君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長(佐藤一郎君) 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。8番 佐藤八郎君。

8番(佐藤八郎君) おはようございます。9月定例会において、村民の置かれている自然環境と見通しを明らかにし、原発事故にて人生を変えられた生活実態と、被害を直視しての 賠償支援助成などが、いかに村民の人生再生に結びついているか検証しなければなりません。

原発事故から13年が過ぎ去っている今、村は少子高齢化が急速に進んで、原発事故から13年が過ぎ去った中においても、医療・介護などの福祉向上が求められ、生活の基本であるなりわい人口の増加が重要課題であります。村に戻って暮らしている方が25.8%、転入者や特養入所者を合わせても約30%であり、約70%の飯舘村民は避難を継続している状況となっています。

物価高騰に続き、コロナ感染、マイナンバーペナルティーの押しつけをし、今度は仕事の場にインボイスでの税負担まで押しつけようとしている、この自公政権が続いている中で、行政の役割責任をどのように果たしていくのか。こんなときこそ、村民に寄り添った村役場とならなければなりません。そのためには、村民の生活実態把握が基本であり、国県にこれまでの要求に加えてさらなる原発事故被害を受けた実態を正しく伝え、村民の生活再建に結びつく仕事をすべきであります。

それでは、3項目、16点について質問、提案をいたします。

最初に、放射性物質について。

時の文科省は自然界にはない物質であると断言をされております。そして、その放射性

物質、いわゆる毒物への対応への質問をいたします。原発事故により自然界そのものが変化されて、危険で住めない村と国、東電から指示されました。13年経過しての実態を項目ごとに伺っておきます。

1つ目は、国が発表した核種31種の実態、いわゆる原発水素爆発事故によってデブリとなり、デブリを通って生成されている、そしてデブリに関わった放射性物質31種という報告があるわけですけれども、その実態はいかがなものなのか伺うものであります。

2つ目は、除染した面積は村全面積の割合は、私は16%だと思っていますけれども、何%なのか。さらに、未除染地は今後どのようにするのか。

3つ目は、村として確認している放射線測定地の最高値と、最高値を示す要因は何だと 思うのか。そのことによってのフォローアップ除染はいつまで続くのか。放射性汚染水、 核汚染水が放流された今、この問題は非常に今後の除染についても関わってくる問題なの で伺っておきます。

4つ目は、村として村民、関係者に公表している放射線危険場所と公示方法です。やは り放射線被ばくをさせないための危険標識なるものは、私は必要だと何回か申し上げてお りますけれども、村長は3原則さえ守れば被ばくする危険はないみたいな話をしています けれども、私はそんなことはないと思います。なぜか。放射線は見えもしない、味も臭い もしませんので、そういう意味では分からないんですよ。だから、きちんと示すべきもの は示して、危険箇所は飯舘を訪れる方や飯舘村民に示すべきだというのが私の当たり前の 考えであります。

5つ目は、労働環境としての安心・安全とは何マイクロシーベルト時間未満としているのか。森林内での作業時間など、雇用の場などへの影響はどのように見通しをし、安心・安全とした作業をさせようとしているのか伺うものであります。

6つ目は、事故前は豊かな森林を生かした緑豊かな飯舘村では、キノコや山菜など非常に貴重なものとして、加工農産物ではないですけれども、非常に収入源となっていたものであります。それが検査しないと安心・安全ではないということに原発事故後なったんですけれども、生産、採取、出荷、食べるための施策という部分では、今現状はどうあり、どのような方向づけをしているのか伺うものであります。

7つ目は、今度は放射性物質ではない人為的な、いわゆる設置する側の金もうけの手段ともいいますか、そういう部分での風力発電の電磁波、高圧電線の電磁波、バイオマスからの放射物はどのような根拠によって安心・安全というふうに村民に示しているのか伺っておきます。

8つ目は、放射性物質の汚染水の海洋放出について、国、東電は漁民との約束をしているので合意なしでは放出しないとしていたんでありますけれども、最初から何百億円もかけて、特に子供、小中学生、高校生までも含めて安心・安全な処理水などということを言いながら宣伝をして、それだけでも30億円もかけて宣言をし、これからもその姿勢には変わりない、マスメディアを上げてそう進めているわけでありますけれども、約束は約束だというふうに私は思うし、最近の政府の発言、報道は全くもって放出ありき、放出したことが正しかった根拠を示すような対応ばかりしておりますけれども、被災した村の村長と

してのこの件についての考え方を伺っておきます。

次に、原発事故の被害について。

原発から30キロから50キロに位置する飯舘村が、放射性物質、いわゆる毒物によって被ばくをし、住居を移住し現在に至っている。この間、1年に約70人から80人の方が飯舘村で13年間で亡くなっていると思いますけれども、ほとんどはがん系統が多い。がんはやはり人間の各細胞が破壊されたことと、そういうがんの細胞が合併した流れの中で、どうしても起こりやすいというのが医療界の常識であります。そういう意味からすると、被ばくそのものは非常に影響していると、私は知識はそれほどないですけれども考えているところでありますが、そういう点について何点か伺っておきます。

1つ目は、災害救助法について。原発事故でない災害救助法が10項目ほどあるわけですけれども、この中の何項目が今後継続され、村としては重点的に災害救助法に基づいて対応していくのか伺うものであります。

2つ目は、医療・介護での支払い、免除。これは1年ごとに真綿で首を絞めるかのように1年1年とやって13年来ましたけれども、これはやはり5年とか10年とか長期にわたった免除なり、支払いの実態はどのような方向になっていくかを示すことが、原発事故を起こした加害者の当たり前の責任と役割ではないでしょうか。そういう意味では、どのような見通しになっていくのか伺うところであります。

次は、住まいの確保と再建への支援、助成でありますけれども、ある一定の期間はいろんな再建への支援や助成はあったんですけれども、これからの中では、この原発事故の被害を被った方がどういうふうになるか。私みたいにまだその点を請求しない被害者もおりますし、どこまでどういうふうにその助成は継続され住居確保につなげるのか伺うものであります。

4つ目は、税金・教育費などの各種負担金への対応であります。このことも、どうも前の村長時代は、飯舘村で設置した施設に通わせる人が優遇されたり呼びかけされたりということがありましたけれども、今度村長が替わられて、ある一部分が改善されておりますけれども、この各種負担金の見通しですね。やはり子供が生まれて、幼稚園に出す、学校に出す、中学校、高校、今は大学に行く方も多いようですけれども、その部分までについてのどんな流れの中で村民に対して前向きな施策を取っていくのか伺うものであります。

5つ目は、原発事故の被害への損害賠償と生活再建について、行政としての役割と責任についてですね。東京電力に聞かないと、どれだけ損害賠償が終わっているのか、生活再建のためにどんな補償、助成、賠償を受けているのか分からないという、個別的には分からない部分もあろうかと思いますけれども、全体的に見たときに、どれだけこのことが進められ、それを自分でなかなかできない方に、どういうふうに行政として助言なり支援なりしていくのか。やはりそこはそれぞれ行政は分かるわけですから、高齢者だけか、若者とのつながりでそういうことまでできる環境にないとか、いろいろ条件を見れば分かりますので、その点では確認しながら、村民のためにきちんとつなぎを、行政として役割を果たすべきだと思います。そういう点ではどうなのか伺っておきます。

大きな3つ目は、村民生活の実態把握です。

先ほども最初に言いましたけれども、村民の生活実態をきちんと分かっていない限り、 いろんな施策を上げても、国県の流れとか、今までやってきたことの流れとか、そういう ことばかりやっていては、13年前以前の村の行政のやってきたことをまた復活させるとか、 いろいろ考え方はあろうかと思いますけれども、やはり実態に即した状況をきちんとつか み、世代別に若者にも聞く、子供にも聞く、いろんな機会を設けてきちんと把握されるこ とが大事だと基本的には思っています。村もそういう努力はされているようですが、どう もヒアリングとか、代表的な人たちとか、今後懇談会の計画もあるようなので、努力され つつあるのかなとは思っていますけれども、やはり全ての居住実態、帰村の避難、年齢な ど、先ほども約70%が避難状況にあると言いましたが、今後どんな見通しなりどんな計画 を持っていらっしゃるのか。どうも最近村民の方々を訪問してみますと、前より子育てが 終わったら戻るという考えがだんだんなくなってきていますね。つまり、子が成長して成 人になっていく中で、親である自分たちは村に戻るんだという意識が最初はありました。 今はだんだんそういうものがなくなって、息子や孫のためにこのままいようという方も増 えています。だから、この二重住民票がいつどのように変化するか、どういうことになっ ていくかで、いろんな人口の異動もあるかもしれませんけれども、そういう部分も含めて、 やはり現実に実態を知って、あなたは飯舘の村民ですよ、飯舘村を今度どうしていくか、 どういうふうになったらいいかまで含めて、きちんと把握するのは大事だと思います。

2つ目は、所得の実態としての労働状況ですね。前も何回か聞いていますけれども、その件については調査していないから分からないでずっと来ていますけれども、暮らす村民がどんな労働をし、収入、所得を得て暮らしているか分からないで行政をやるというのは、高額所得者が多いのか、中間が多いのか、低所得者が多いのか、職業はどんなものが、朝5時に起きて行く職業が多いのか、自分で事業をやっている人が多いのか分からないで政策を立てるというのはあり得ないと思うんです。そういう意味では、きちんとその辺はつかまないと駄目だというのと、年金生活者ですね。でも、年金もほとんど飯舘の場合は国民年金で、年金で暮らせるような年金はもらえないのが実態ではないかと。私の知っている人たちに聞いてみると、国民年金で月二、三万円だという方もかなりおるんですけれども、村でつかんでいるものはもっと高額所得者が多いのかどうか分かりませんけれども、その辺もきちんとつかまないと、今後の福祉政策もやっていけないし、人間的な健康を保障された生存権保障さえもできない村の行政になってしまうと私は思っています。そういう意味では、きちんと把握するのが、これは施策、9月が終わったら12月に向けて、来年度の予算編成へ入っていきますけれども、そのためにも基礎となる基盤となる村民のために行政をやっていくんだとすれば、その基礎になるものですからしっかりやっていただきたい。

さらに3つ目は、生活しての実態について。不安、困り事は社会福祉協議会に丸投げなのか、健康福祉課や住民課なども含めて、そういう分かるような公示をしながら、みんな気軽に相談に来られるような体制になっているのかどうかも含めて、村としての対応、今後のそういう分かりやすい、今何回か示していますけれども、この自公政権の中でも4,000を超える制度や法律に基づいていろんな助成、支援制度があるわけです。そういうのを全

部知らせるのは難しいんですけれども、村民に一番該当しそうな制度というのをやはり多く知らせながら、きちんとした人間らしい生活をさせていくというのが、村民と共に歩む村行政の在り方だと思いますので、その辺の対応と見通しも伺っておきます。

以上申し上げましたこと、今後の在り方も含め、村民が分かる、理解できる答弁を求めて発言とします。

村長(杉岡 誠君) 8番 佐藤八郎議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ご質問1-1、国が発表した核種31種の実態はについてお答えいたします。

国の情報によりますと、原発事故により拡散された放射性物質は、セシウム、ヨウ素、ストロンチウム等31種とのことですが、村で保有、運用しているNaiシンチレーション検出器で特定できる核種は、その放射性崩壊の過程で特徴的なエネルギーピークを示すガンマ線を放出するセシウムとヨウ素の2種類であります。

また、これらの放射性物質は、放射線を放出することにより放射性壊変を起こし、放射線を放出しない安定同位体になっていく性質も持っており、その半減期はセシウム134が約2年、セシウム137が約30年、ヨウ素131が約8日となっております。

次に、ご質問1-2、除染した面積は村全面積の何%か、未除染地は今後どのようにするのかについてお答えいたします。

まず、除染された面積ですが、環境省の発表によりますと、宅地や農地、道路、林縁部など58平方キロメートルで、村全面積の約25%となっております。

次に、未除染地の今後についてですが、未除染地の多くは森林ですので、これまで同様に福島県町村会や相馬地方市町村会を通して一日も早い森林の効果的な除染技術を確立し、全ての森林を対象とした放射性物質に対する早急な対応をなされるよう、国、県に要望を行ってまいります。

また、木質バイオマス発電事業と連携したふくしま森林再生事業の実施や里山再生事業などにより、里山の再生を図ってまいりたいと考えております。

次に、ご質問1-3、村として確認している放射線測定地の最高値と要因はについてお答えいたします。

村内に設置されている環境省、福島県、村の設置するモニタリングポストの値については、村ホームページにおいて公表されております。このうち長泥字長泥地区と比曽字下比曽地区の境に福島県が設置したモニタリングポストの値が毎時0.977マイクロシーベルトであり、令和5年8月30日現在の最高値となっております。

なお、この観測地点が山林に近接していることが、その要因の一つに挙げられると考えられております。

次に、ご質問1-4、村として村民、関係者に公表している放射線危険場所と公示方法はについてお答えいたします。

村が計測した放射線の数値については、広報いいたてやお知らせ版をはじめ、村ホームページ、村内放射線量マップなどでお知らせしているほか、個人線量計の無料貸出しによる追加被ばく量の管理及び相談対応、食品放射能測定器による計測など、広範かつ多岐にわたって総合的な対策を講じております。

今後も計測結果並びに対策についての情報発信に努めてまいります。

次に、ご質問1-5、労働環境としての安心・安全とは何マイクロシーベルト・パー・ アワー未満としているのか、森林内での作業時間など雇用の場などへの影響はについてお 答えいたします。

平成26年12月17日付福島県森林整備課が制定した福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針によりますと、厚生労働省が示す特定線量下業務ガイドラインにおいて、災害復旧作業等の緊急性が高いもの以外の作業については、被ばく線量管理を行う必要のない空間線量率の下で作業に就かせることを原則としており、営林活動についても毎時2.5マイクロシーベルト以上での作業はできる限り行わないことが求められていることから、福島県内の民有林において、立木伐採作業を行う場合には、伐採前に現地の空間線量率を測定し、毎時2.5マイクロシーベルト未満での作業を進めることとなっております。

次に、ご質問1-6、キノコ・山菜など検査しないと安心・安全ではないが、生産、採 取、出荷、食べるための施策はについてお答えいたします。

野生のキノコ・山菜等は品目により摂取制限や出荷制限がありますが、除染された農地で栽培管理を行うことを条件に、例えばタラの芽やワラビ、シイタケ等、これまでも県のモニタリングにて基準を下回っていることが確認された品目については出荷が可能となっております。

なお、野生の山菜などについては、採取を差し控えていただくようお知らせ版などを通 じ村民の皆様へご案内しております。

次に、ご質問1-7、風力発電の電磁波、高圧電線の電磁波、バイオマスからの放射物の安心・安全についてお答えいたします。

まず、風力発電施設の電磁波については、ICNIRP(国際非電離放射線防護委員会) 及びWHO(世界保健機関)の制限値の基準に基づき、我が国では電界の規制値が3キロ ボルト・パー・メートル、磁界の規制値が200マイクロテスラとなっております。

また、現在進められている木質バイオマス発電事業については、バグフィルターの二重 化など、放射性物質が飛散しない構造が採用されております。

いずれの事業についても、事業実施者が各種法令や村との協議にのっとり手続や事業を 進めているものであり、各事業の安全性等の公表は事業者が実施すべきものと認識してお ります。村としましては、法令等の遵守の観点から、引き続き注視してまいります。

次に、ご質問1-8、海洋放出についての考え方についてであります。

いわゆるALPS処理水についてでありますが、村としましては福島県町村会や相馬地方市町村会を通じて、新たな風評を発生させないという国の強い決意の下、政府一丸となって、正確な情報発信はもとより、厳しい環境に置かれている農林水産業や観光業をはじめとする県内の幅広い業種に対する万全の風評対策を徹底的に講じるよう要望しているところであります。

次に、ご質問2-1、災害救助法の適用の有無についてであります。

東日本大震災及び東京電力第一原子力発電所事故に伴う災害救助法の本村への適用は、 応急仮設住宅の供与が最後であり、現在本村において災害救助法が適用されているものは ありません。

次に、ご質問2-2、医療・介護での支払い、免除についてお答えいたします。

医療・介護に係る保険料等や窓口での一部負担金については、避難指示解除から10年を めどに段階的に免除を見直すこととされております。

飯舘村では、所得により減免対象にならない方もおりますが、長泥行政区を除く19行政 区については、保険料等が令和7年度までは全額免除、令和8年度は2分の1免除、令和 9年度からは免除が終了するとのことです。

また、窓口での一部負担は、令和9年度までは引き続き全額免除で、令和10年度からは 免除が終了する旨が示されております。

次に、ご質問2-3、住まいの確保と再建への支援、助成についてお答えいたします。 東日本大震災に係る被災者生活再建支援金として、建物の被害により母屋を解体した場合は100万円、解体後に住宅を新築したり取得した場合については200万円の支援金が受けられるなどの制度があり、これまでに998件が支援金を受けております。

なお、生活再建支援金の申請受付期間は1年延長され、令和6年4月10日までとなって おります。

次に、ご質問2-4、税金、教育費など各種負担金への対応についてお答えいたします。 まず、税金についてでありますが、村では震災後、東日本大震災に伴う減免条例を毎年 改正し、避難指示が解除された後も一定期間減免措置を続けてまいりました。特に固定資 産税につきましては、課税再開となった平成30年度からの3年間、国の2分の1減免に加 え、村独自で残りの2分の1を減免するなど、村民の住まい再建や事業・営農再開に向け た期間分として、所有する土地家屋への負担軽減を図ってきたところです。

また、までいの里のこども園及びいいたて希望の里学園においては、保育料等の無償化、 学用品費等の無償化、給食費の無償化を実施しております。

次に、ご質問2-5、原発事故の被害への損害賠償と生活再建についての行政としての 役割と責任についてお答えいたします。

村といたしましては、損害賠償請求の進捗、課題点などを東京電力に定期的に確認していくとともに、賠償請求手続の簡便化や誰にでも分かりやすい情報の発信、周知を行うことを、都度、東京電力に求めております。

次に、ご質問3-1、村民の居住実態についてお答えいたします。

令和5年8月1日現在、届出のありました村民の避難状況は、村内居住者、これはいいたてホームを含みますが1,529人、県内避難者が3,056人、県外避難者が157人となっております。県内避難者のうち福島市が2,016人と最も多く、次に南相馬市の283人となっております。

また、帰村者と村内居住者の年齢の内訳ですが、ゼロから19歳が29人、20歳から59歳が268人、60歳以上が928人となっております。さらに、65歳以上は814人となっており、村内居住者の7割近くが高齢者となっております。

次に、ご質問3-2、所得の実態としての労働状況・年金生活と、見通しとしての雇用 実態についてお答えいたします。 住民税申告の令和4年分の内訳は、給与所得者が申告全体の5割を占め、次いで営業及 び農業の所得者が3割、年金所得者が2割となっております。

また、雇用実態として、給与所得者の多くが村外の事業所に勤務しており、この状況は今後も続くと思われます。

次に、ご質問3-3、生活としての不安や困り事の実態と、村としての対応や見通しについてお答えいたします。

生活上の不安や困り事については様々であると推察されますが、村社会福祉協議会において、弁護士による困り事相談を実施しているほか、生活困窮者への生活資金の貸付けやフードバンクなどを活用した対応をしております。また、生活保護の手続などについては、福祉係で対応しているところであります。

病気や介護等による困り事については、直接村健康福祉課や包括支援センターが窓口になり、それぞれのケースに応じた対応をしております。

困窮世帯の実態把握については、生活支援相談員による訪問活動や民生委員・児童委員 からの情報提供等により把握しており、情報が寄せられれば、村の担当が訪問し状況確認 を実施しているところであります。

以上であります。

8番(佐藤八郎君) ただいま答弁いただきましたので、再質問を行います。

1-1において、ずっと13年間、村で保有、運用している検出器が決まっているので核種は検出できない、自然界にあっても問題なしの考え方なのか。これを13年も続けてきて、さらに今においても検出器がないから、検出できないから、31種のうちのほかの29種はどうなったのか答えようともしない、ないものとするような答弁でありますので、もう一度伺っておきます。

産業振興課長(三瓶 真君) ただいまのご質問でありますが、31種ということで、検出できないものはないものとするのかということでありますけれども、決してないものとするわけではありません。検出できるということでありますれば、そうした放射性物質の量については国の発表の数字を参考にするしかないわけでありますが、そこから放出されます放射線につきましては、様々な手法で計測あるいはお知らせをしてきているところであります。また、その対策についてもそれぞれ取ってきているという中で、ないものとするというよりは、分かる範囲の中でしっかりと状況をつかみ対策をしていくことが大切かなと思っているところであります。

以上です。

8番(佐藤八郎君) 国は、飯舘村だけではないでしょうけれども、放射性物質が飛散した部分全体を含めて検出されて、31種が大空から拡散したと、水素爆発によってデブリ崩壊して、そういう毒物が飛散したんだというふうに報告しているわけです。検出できるものは自分らで検出して、今の答弁した内容で対応できるでしょうけれども、テルルなどいろんな問題ある核種はいっぱいあるわけですけれども、じゃあ13年たった今、飯舘の自然界はどんな状況であるのかを国に求めたり、そのことを村民に明らかにするということは、役場でする仕事ではないということになるのか。それとも国にきちんと要望して、私ら住民

が要望して答えを求めるほかないのか。そこを伺っておきます。放射性核物質についてここで議論していたんでは時間はとてもないので、31種全部について云々ではないですけれども、13年たった今どうなんだという部分を、やはり検出されて、その当時、野山全体に入って、白い服着た国の機関だかどこの機関だか分からないけれども、調査し、採取してきて、そのデータに基づいて31種というのが最終的に政府から発表されているわけですから、そのそれぞれの核種が、ヨウ素みたいに何日間でなくなったものもあるだろうし、その要素はいろいろあるでしょうけれども、まだ残存期間があるものはこの2種以外にもあるわけです。そこの議論をする気はないので、きちんと13年たった今、飯舘には31種のうち何種が残されているものなのかきちんと把握して、村民の健康につながる、命につながる問題ですので、きちんと交渉されたらいかがですか。

- 産業振興課長(三瓶 真君) 13年たった今、検出されない部分の放射性物質含めて公表するように国に求める、あるいは議論するつもりはあるのかということであります。当初の中で出されてきた原発由来の放射性物質につきましては、環境省からのお知らせによりますと、今分かっているセシウムなりョウ素、そうしたものが非常に人体にとって有害で気をつけるべきということがあって、そこの部分の対策をしっかりしてきたと思っております。残りの部分につきましては、果たしてそうした確認やらそういう手法があるということも今現在では分かっておりませんので、まずはそこの部分で何らかの確認する手法があるのかどうかというところから国のほうに確認をしながら、本当に公表できるような手法があるのかどうかを確認してまいりたいと思います。
- 8番(佐藤八郎君) 課長、31種と言ったのは、私が調べて言ったものではないので。国はあるんです。あるから、聞けばいいんです。そして、今現在飯舘村全体には、除染し切れない84%にはこういうものが存在していますということが分かればいいんです。

次に移りますけれども、放射線測定地の最高値、下比曽地区と長泥地区との境で0.977 マイクロシーベルト、この地点は年間にすれば年間20シーベルト未満なんでしょうけれども、国、東電、マスメディア、学会上げて20ミリシーベルトなら安全だと言いながら、じゃあ国の放射線防護法の1ミリシーベルト未満は、一体この法律は何のために設定されて、何のために今法律として存在しているのか分からない答弁が延々と13年続いていますけれども、これ1ミリシーベルトとの比較では0.977マイクロシーベルトというのは何倍なんでしょうか。

- 産業振興課長(三瓶 真君) 1ミリシーベルトと比較すると、今のこの0.977マイクロシーベルトというのが何倍なのかということであります。年間1ミリシーベルトというのは、通常屋外8時間、屋内16時間の計算からいくと0.23とよく言われておりますので、それを基準に考えれば、0.977を約1として4倍程度かと思います。 以上です。
- 8番(佐藤八郎君) 0.23が基準だと。それは表に8時間いて、家の中に残りの時間いての測定値ですが、そんな生活している人は誰もいないのにそんな基準をつくって、実際は0.19が正しいのではないかと思いますけれども、いずれにしろ何倍かが今現実にあるということなので、そういう意味ではきちんとしていただきたい。

次に移りますけれども、したがって、法律上の危険地域と言うのか、20ミリシーベルトを基準として、危険ではない、危険であるというふうに言うのか、やはり危険場所については、長泥についてはまだ未除染のところには入らないようにするそうですけれども、村全体を見たときに、例えばあいの沢一つ取ったって、私も何か所かずっと計測していますけれども、まだまだ、20ミリシーベルトに該当するか、1ミリシーベルトにするかの考え方の違いもありますけれども、20ミリにしたってオーバーしているところがいっぱいあると私は測定していますけれども、そういうところにも今度、何もない、昔ながらの飯舘の森林みたいに思わせるようなやり方よりは、やはり放射線被ばくはさせない、正しく安心・安全を守る村というふうにするためには、危険なところは危険だというふうに、これ以上は入っていかないこと、入るとしても何時間限りとか、そういういろんなことを考えて工夫された危険標識たるものを立てるべきだと、私はずっと思っているんです。

何もなかったかのような村になったような、そういう環境にすることが私は間違いだと思うんです。だって、84%全然未除染なんですよ。何もしないんですよ、13年で。現実に。やった証拠がないんですよ、除染した。放射性物質を除去して隔離した証拠が何もないんです、実態が。つまり残りは残っているということです、そのまま。だから、危険標識はきちんと立てるべきところには立て、やはり飯舘村を訪れる方、住んでいる方が安心・安全で暮らせる環境づくりに飯舘村役場を上げて、村民上げて一生懸命やっていると見えるようなことをやるべきだと私は思っていますので、提案をしておきます。

次に、労働環境としての安心・安全について。今も言いましたけれども、森林の問題ですけれども、毎時2.5マイクロシーベルト未満での作業を進めるということになって、これは場所によって作業する前に計測して、何地点計測するのか分かりませんけれども、安全性、安全だという部分、そこでは何時間作業が可能だというふうにして作業を進められるんではないかと思っているんですけれども、現実にはどのような流れ、内容で作業を実施されていくのか伺っておきます。

産業振興課長(三瓶 真君) 森林施業の関連でお答えいたしますが、現実にどのような流れでこの計測を行うのかということであります。ふくしま森林再生事業の場合ですと、それぞれに区分といいますかエリアが区切られております。そのエリアごとに施行前と施行後でその地点の空間線量率を測定いたします。まずは、その測定した値が2.5マイクロシーベルト以下であることを確認いたします。その後で、実際にその場所でその作業をする作業員の方、なかなか全員に持たせるというわけにはまいりませんので、現在ですと代表の方3名と伺っておりますが、この方々に線量計を携帯していただきながら、それぞれ追加被ばく量を計測して、基準値を超えないようにやっているところであります。ただ、原則といたしましては、その2.5マイクロシーベルト以下を下回れば、そうした放射線の対策をしなくてもよいという決まりにはなっておりますけれども、一応念のためそうした形で携帯をさせながら、無用な被ばくをしないように管理していると。また、作業が終わってから、さらにその場所についても計測して、再度確認をすると。こんな流れで作業しているということであります。

以上です。

8番(佐藤八郎君) 私も家を建てる事情にいろいろ問題があって、まだ避難先でアパートを借りて暮らしていますけれども、村外で暮らして通う人の放射線を浴びる量と、飯舘に住んで暮らしている人の浴びる量というのは違いがあるんです。そして、この作業者においても、通う人、村内にいる人、いろいろいると思うんです。合計していけば山での作業が、事前にどれだけ浴びたかという部分があるのと、必要な時間浴びるわけですけれども、私もずっと計測していますけれども、やはり内容的に飯舘に残っていた場合高いんです。福島市内とか飯野とか、あの辺にいた限りではそんなに高くないですけれども、そういう事実があるわけです。だから、そういうものもきちんと加算されていかないと、被ばくするんではないかと。

だって、レントゲン技師とかああいう病院での管理、あとは東電の放射能に際しての管理の基準からしたら、非常に危険な値の中で飯舘はあるわけですから、そこをどういうふうにしていくかという、2.5マイクロシーベルトが基準だから、それ以下だったら何でもないんだみたいな課長答弁だけれども、やはり24時間生きている人間にとって、どれだけ浴びているかと考えないと、同じく考えていいのかどうか、私疑問なんです。

産業振興課長(三瓶 真君) 2.5マイクロシーベルト以下ということでは、今のガイドライン 等規則の中で、原則放射線量の対策といいますかそうしたものを必要としないという決まりがあるということでありまして、2.5マイクロシーベルトだから絶対安全とは私も考えておりません。それがゆえに、今申し上げたように、携帯の線量計などを持っていただきながら、できるだけ追加の被ばくをしないように、またはそうした危険があるときには、その数値を基に対応するようなことができるようにしているということであります。

なお、通勤等も含めた全体での管理ということではありますけれども、一応こちら側で 事業を委託する際に、そこの決まりの中で線量管理という形でやっていただいております ので、もしそうした不安があるということであれば、村からの線量計の貸出しも可能であ りますので、そうした対応の中で対応していけるものかと考えております。

以上です。

8番(佐藤八郎君) なぜくどくどと放射性物質のことを言うかというと、これ以上被ばくしたことを原因に早死にしたり、不慮のがんにかかったりしないように、村民の健康と命を守りたいからくどくどと何回も言っておりますけれども。

それでは、次の質問のキノコ・山菜などについて。実態として、出荷が可能となっておりますという話。では、何と何と何は可能となったのか聞きます。

産業振興課長(三瓶 真君) 現在のところ、帰還困難区域であり今般避難指示解除がされました長泥地区を除いては、そうした野菜、米等については出荷が可能になっております。 一部駄目なものもありますけれども。

キノコ類につきましては、今のところ、原木シイタケについては露地、これについては 飯舘村のほうは駄目でありますけれども、施設で作られたものについてはそうした出荷制 限がかかっていないということになります。あと、野生のキノコについては、飯舘村全般 でいまだに出荷制限がかけられているということです。

また、山菜等につきましても、タケノコ、タラの芽、コシアブラ等について出荷制限が

かけられているのが、県のそうした要請されている食品のリストの中に入っているという 状況であります。

以上です。

8番(佐藤八郎君) 野菜、米はもう大丈夫というふうに村民は思って、生産して、販売して、 農地を取り扱って、出回っていいというのがお墨つきですね、村の。

そして、キノコ・山菜などはいろいろ物によってはあるというのであれば、野菜と米は全く放射性物質を吸い上げない、つかないものなんだというふうになりますか。

原発事故当初、野菜から検出されて、何十倍もあって、新聞やテレビ報道になって、だから付着しやすい部分は野菜も、山のキノコ・山菜だけではないと素人的には思うんですけれども、安心・安全に働く人がおいしいものを作って出荷したいというのは農民の思いですから、そういう意味では問題ないということを今聞きましたので、その部分では安心は少しはしたんですけれども、何かそういう意味では腑に落ちない部分もあるなと私は思っています。

この生産物について、農協との関係なりの部分で、お知らせ版では一部的に報告されていますけれども、全体的には消費者含め村を訪れた方に周知されているんでしょうか。

産業振興課長(三瓶 真君) まず、野菜と米については、やはり放射性物質の移行が幾らかはやはりあります。これについては、カリ材などを圃場に入れるなどして対策をし、食品の基準値である100ベクレルというものがありますけれども、それを確実に、米ですと3年、野菜ですと2年、原則として量ってみて、それで安全が確認されたものから出荷が可能という仕組みで、これをクリアしてきているということであります。

キノコにつきましても、施設栽培につきましてはそうした基準をクリアしたということで制限が解除になっておりますけれども、山菜も含め野生のものにつきましては、今ほどのご質問にもありましたように、除染がされていない山ということもあって、取れたものについて放射線量が高いということでありますので、いまだに制限がかけられているということであります。

食品の検査でありますけれども、村といたしましては、10か所で非破壊式、あとそのほかでも破壊式の中で計測をしているところであります。

公表については、お知らせ版等で広く公表しているところであります。 以上です。

8番(佐藤八郎君) くれぐれも口から入るものは内部被ばくに直結しますので、野菜、米は 飯舘も安全になったと、二、三年計測したら結果としてそうなんだと言えるのかどうかと いうのも含めて、きちんと対応すべきだなと。

いまだかつて、富士山の麓のキノコさえ、静岡の雑草さえ、いろんなところで測定されているものがまだ危険地域に全国的にあるんです。飯舘でそんなことが報道されて、飯舘が大丈夫なんだからほかはみんな大丈夫だというふうにはならないんです。計測されて発表されているところは、東京新聞なんかはしょっちゅう出していますけれども、実測があるわけですから、飯舘にないのが不思議なんですよ。84%も除染も何もしないで、ある地域にないのが不思議なんですよ。そのことはそういうことで、何せこれ以上村民なり村の

ものを応援してくれる人たちに被ばくをさせないようにしていただきたい。

次に、人為的な風力発電等についてですけれども、まず答弁している中には、バイオマスはバグフィルター二重化なので大丈夫で何も出ないということなので、これは誰の実証なり誰の見解で村がそれを根拠に大丈夫としているのか。国そのものなのか、調査機関があって大丈夫なのかお示し願いたいのと、先日、渡邊議員からもあったように、(仮称)福島飯舘風力発電事業、これについてはその後、一般財団法人日本気象協会から何かあったのか、東急不動産から何かあったのか。どのようになっているのかお知らせ願います。

産業振興課長(三瓶 真君) では、私のほうからはバイオマスがバグフィルターを2つつけるから安全という根拠はという部分でありますけれども、ご承知のように、この施設が建つ前には、環境省によります減容化施設がこの場所にありました。こちらの減容化施設が何年も運転する中で、同様のバグフィルターの直列2基配置ということをやってきております。この間、環境省のほうでもモニタリングを実施いたしまして、そこでその放射性物質の漏れといいますか、そうしたものがなかったという実績があります。同様の対策をこの施設も取りますので、そうした前例を参考にしながら同じ仕組みでやりますので大丈夫ですというのが根拠であります。

なお、こちらのバイオマス施設におきましても、つけたからいいというわけではなくて、 運転中もしっかりとそのあたりのモニタリングを行うということにしておりますので、そ うした対策と併せて安心できる施設なのかなと考えているところであります。 以上です。

村づくり推進課長(佐藤正幸君) 先ほどの再質問、東急不動産による環境影響評価方法書について、その後どうなったのかということかと受け取ったところでありますが、令和5年6月14日に環境影響評価方法書についての意見書の概要が、村のほうに東急不動産より提出されております。その中で、環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解が記されたものが村のほうに提出されているところであります。

以上です。

- 8番(佐藤八郎君) 国に提出されているだけで、村としてどうのこうのは求められていない し、どこまでどう責任を果たしていくのか。村としてはどうなんですか。
- 村づくり推進課長(佐藤正幸君) 先ほどの村長の答弁でも申し上げましたように、それぞれ 各事業の安全性などの公表、そういった部分については事業所が実施すべきものというこ とで村としては認識しているところであります。法令等の遵守の観点から、引き続き注視 してまいるというのが村の姿勢ということであります。

以上でございます。

8番(佐藤八郎君) では、放射性物質の汚染水、村長の見解を今日聞いておきますけれども、 農林水産大臣が汚染水と素直に認めて、汚染水と言いましたけれども、間違っていたなん て謝っているようですけれども、本来は核汚染水なんですね。デブリを通過したものと地 下水が混ざり合って、もう完全なる核不純物に照らした汚染物なんですね、核汚染水。だ って処理水っておかしいでしょう。処理施設で処理できなかった水なんですよ。処理でき たなら処理水なんですけれども、処理できないものを処理水と言うこと自体がおかしいん です。汚染水そのままなんです。でなければ、不完全なる処理水と言うのが正しいんじゃないですか。

だから、そういうものについて、やっぱり事業者やら地域の問題、政府との約束を破るようなことはどうなんだということを、村長はどういうふうに考えているのか伺っておきます。

村長(杉岡 誠君) 漁業者との約束という点については、当村のほうで特段今まで言及したことはございませんが、先ほど答弁の中で申し上げたとおり、国としては、新たな風評被害を決して発生させないという強い決意を持ってということで私はお聞きをしておりますし、そのためには正確な情報発信、あるいは厳しい環境に置かれている各種の事業者に対する対応をしっかりということが、村としての、あるいは村が県の町村会、相馬地方市町村会を通じて要請をしていることでありますので、その考えは一切変わっていないところであります。

以上であります。

8番(佐藤八郎君) 村長、村長になられて3年たって、最後の年の予算を立てるようになるので、やっぱり現実に言うべきところは言うし、要求するところは要求して、町村会に合わせる合わせると言ったって、前の村長は町村会の中の一部の町村の関係も離脱して自分で独立したし、いろんなことがこの過去13年の中で動きがあったわけですから、そのことからして、飯舘は飯舘の特異性があるんです。海に面していない。そこをきちんと把握されて、言うべきことは言っていかないと、次の選挙が終わってから言っていくといっても、4年間何も言ってこない村長が今さら何だと言われないように、この3年間を見据えたいろんな村民の思いやら実態をまとめて、要求するところはしていきたい。ましてや市町村会での要望にそれを付け加えてもらうというのはもちろん今努力されているんでしょうから、独自的にもやるべきだなと思っています。

次に、質問を移りますけれども、医療・介護の問題が、令和9年度までは全額免除で令和10年度から終了するという話ですけれども、世界的な放射線なり原発事故において、専門書をいろいろ見た限り、私の知る限りの情報は、ほとんど10年以後にいろんな体への影響なりなんなり病気の発症があるわけです。それを原発事故から18年をもって、あと5年かそこらでしょうから、18年で打ち切るんだということを加害者が、政府、自民党・公明党の政権が言っているということなんでしょうか。

◎休憩の宣告

議長(佐藤一郎君) 暫時休議します。

(午前11時10分)

◎再開の宣告

議長(佐藤一郎君) 再開します。

(午前11時11分)

健康福祉課長(石井秀徳君) 医療費、保険税等の減免についてでございますが、国のほうの 説明としましては、先ほど村長が答弁しましたように、避難解除から10年をめどに段階的 に免除を解除するという方針を出されて説明を受けてきたところであります。それについ てどうこうという部分ではなくて、今現在についてはその周知期間という扱いであったか と思っております。

以上です。

- 8番(佐藤八郎君) 村民のためにまだまだ伺って、行政や職員と私たち議会が一緒になって 村民のために働かざるを得ませんけれども、そう働くのが私たち議員の役割、責任なんで すけれども、時間が限られていますので、残りの質問はまた機会があるたびにやっていき たいと。これで終わります。
- 議長(佐藤一郎君) 執行部より答弁はありますか。

これで佐藤八郎君の一般質問を終わります。

続いて、3番 花井 茂君の発言を許します。

3番(花井 茂君) 議員番号3番 花井 茂です。令和5年第6回飯舘村議会定例会において、一般質問をいたします。

今年の夏は、私たちが過去に経験したことがないような猛暑が続きました。コロナ禍の中では不要不急の外出を避けてくださいと感染予防を促すためのワードを毎日のように耳にしていましたが、今度は熱中症警戒アラートなるもので、熱中症予防行動のために不要不急の外出を避けましょうと促されています。

気候変動には、人間活動による蓄積が大きな影響を持つと言われています。昨日と今日、 今日と明日とを比べてみたところで違いは分かりませんが、10年、20年という単位で見れ ば、蓄積されたものの影響が現れてきます。村政に携わる者として、先を見据えた視点が 大切だと思う今日この頃です。

それでは、通告いたしました2項目、4点について質問をいたします。

1項目めは、ゼロカーボンビレッジいいたてについてであります。

今や世界はもとより日本全体が通常の気象パターンから逸脱した異常な降水量、高温、 台風の増加などにより、気象災害が頻発しております。異常気象の影響は広範で、農業や 食料供給、水資源、生態系、住宅、健康など様々な分野に及びます。

このような気象災害を引き起こす要因に温室効果ガスの排出が挙げられ、地球の温暖化を引き起こすと考えられています。このような状況の中で、世界的に機運が高まっている脱炭素社会に向け環境省が提唱する、2050年に向け CO_2 排出を実質ゼロにする取組を、本村においても令和4年3月14日、ゼロカーボンビレッジいいたてへの挑戦を宣言しました。地方自治体として温室効果ガス排出量削減に向け確固たる対策を約束しますという、対外的に決意表明をしたということだと思います。

そこで1点目は、「ゼロカーボンビレッジいいたて」宣言をして以降、現在に至るまで どのような取組や広報を行ってきたのか伺います。

2点目は、「ゼロカーボンビレッジいいたて」宣言において、村がやるべきことと村民 がやるべきことの具体例と目標値などを想定しているかを伺います。

2項目めは、高齢者への日常生活支援についてであります。

内閣府令和4年版高齢社会白書、総務省統計局人口推計によると、福島県の高齢化率は32.7%で全国19位にランクされています。2045年の予測値を見ると、44.2%で全国3位。

東北5県が上位5県を独占している状況が予測されています。本村においては、帰村している村民の高齢化率60%と、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯は増加傾向にあります。住み慣れた地域や自宅で生活をするためには、介護予防をはじめとする様々な生活支援策が必要であると考えられます。

そこで、高齢者の生活を補完するという視点から、2点伺います。

1点目は、足腰の衰えからごみステーションまでのごみ出しが困難な高齢者が全国でも 増えていると言われていますが、本村においてはどの程度実態を把握しているのか。

2点目は、高齢者の介護予防を含め、日常生活を支えるためにどのような支援策があるのかを伺うものであります。

以上、村長等の所見を伺います。

村長(杉岡 誠君) 3番 花井 茂議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ご質問1-1、ゼロカーボンビレッジいいたてのこれまでの具体的取組や広報についてであります。

村では、令和6年春稼働に向けた蕨平地区における木質バイオマス発電事業や、令和7年度竣工を見込む長泥地区における資源活用型堆肥製造施設の立地を推進してきたほか、 八木沢地区における野馬追の里風力発電事業立地協定に基づく取組について、その都度広報で村民の皆さんにお知らせしてまいりました。

なお、これらの事業にはそれぞれ複数の効果が期待されますが、共通することとして、 施設整備や雇用創出による村内経済の活性化のほか、1年間当たり3社合計で1億円以上 の償却資産税、法人税が見込まれ、高齢者福祉や次世代支援などに必要不可欠な自主財源 の確保に大きく寄与するものと考えております。

「ゼロカーボンビレッジいいたて」宣言に基づき、カーボンニュートラル社会を目指すことが住民福祉の向上に直結するということを、今後もお示ししてまいりたいと考えております。

次に、ご質問1-2、「ゼロカーボンビレッジいいたて」宣言で村がやるべきこと、村民がやるべきことの具体例と宣言効果についてお答えいたします。

令和4年3月14日に「ゼロカーボンビレッジいいたて」宣言をするに当たって、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す、ゼロカーボンビレッジいいたてへの挑戦として、脱炭素・災害に強い村づくりを念頭に、森林を生かす、農地を生かす、再生資源を生かすのテーマごと、短期的な取組と長期的な取組に分けて取組を定めております。

短期的な取組としては、公用車への電気自動車の導入及び充電設備の推進、公共施設等への再生可能エネルギー導入、住宅の省エネルギー化の推進、未利用農地の適正管理と多様な利活用の推進、再生可能資源の分別・資源化であります。

また、長期的な取組としては、木質バイオマス発電施設による森林の活用や排熱の利用促進、既存の太陽光事業の維持と2050年を見据えた長期的な利用促進、未利用資源等の活用によるSDGsに貢献、ゼロカーボンビレッジの取組を継続する次世代育成と村民意識の醸成、再エネ導入の法制度や情報の提供などに取り組むことになっております。

村民の皆さんの具体的な取組については、現在、脱炭素実行計画の検討を進めており、

令和5年度中の本計画策定に向けて準備を進めているところであります。

次に、ご質問 2 - 1、ごみ出しが困難な高齢者の実態の把握についてお答えいたします。 村では、村社会福祉協議会を通じて、ごみ出しが困難な高齢者には地域お助け合い事業 を紹介、活用しているケースや、生活支援相談員が訪問時に一緒にごみ出しのお手伝いを するケース、近所の方が手伝ってくださるケースなどの状況について把握しているところ であります。

次に、ご質問2-2、高齢者の日常生活を支えるための村の支援策についてお答えいたします。

村では、生活支援ワゴン運行による交通手段の確保をはじめ、村外の医療機関やデイサービス等への送迎支援を実施しているほか、いちいの「とくし丸」やセブンイレブンによる移動販売、コープふくしまによる宅配サービスなど、高齢者の見守りを兼ねた買物支援サービスが提供されております。

また、社会福祉協議会の生活相談員による訪問や、郵便局による見守りサービス、電話を利用した緊急通報装置の貸出し等により、高齢者の安否確認を行っております。

このほか医療や介護事業として、いいたてクリニックの本田先生による訪問診療、サポートセンターつながっぺでのサロンの開催、村内での地域サロンなどを実施しているところであります。

以上であります。

3番(花井 茂君) それでは、何点か再質問をさせていただきます。

この「ゼロカーボンビレッジいいたて」宣言においては、脱炭素社会を目指していくも のなんだろうと思いますけれども、それに向かっていくには村民の協力は無論であります が、村内の事業者、各種団体の協力も不可欠になってくると思います。

そこで、そういった「ゼロカーボンビレッジいいたて」宣言においての事業者、各種団 体等との合意形成というのは図られているのかお伺いいたします。

村づくり推進課長(佐藤正幸君) ただいまゼロカーボンビレッジについての各種団体、企業等との合意形成ということでありましたが、基本的にそれぞれの業者のほうに村から直接的に合意形成とかそういった動きはありませんが、それぞれの事業実施の際、例えば先ほどのバイオマス関係や風力発電事業、そういった部分でしっかりと協定を結ぶ中で、村のそういった意向を伝えながら、それぞれの企業で努力していただいていると認識しているところであります。

以上です。

3番(花井 茂君) このゼロカーボンビレッジの言葉の理解と認識に、事業者または村民の間に認識と理解に差異があってしまうと、進む方向が分からないようになってしまうと思いますので、事業者、各種団体とのゼロカーボンビレッジの内容の合意形成というのは不可欠になってくると思いますので、しっかりとその辺の合意形成のほうもよろしくお願いしたいと思います。

次に、高齢者への日常的支援についてであります。答弁にありましたように、ごみ出し 困難な高齢者に対して地域お助け合い事業を活用しているということなんですけれども、 この地域お助け合い事業の内容と令和4年度の実績についてお尋ねいたします。

健康福祉課長(石井秀徳君) 地域お助け合い事業についてでございますが、村で社会福祉協 議会に委託しまして実施をしているということであります。

内容としましては、高齢あるいは体が不自由で自分でなかなかできないという高齢者等に対しまして、1回当たり300円で年間12回の支援を受けられるという部分でございます。業務の内容としましては、除雪、家周りの草刈り、片づけ等、近所への送迎あるいは医療機関への送迎、こういったものを含めてこの地域お助け合い事業で実施しているということであります。

令和4年度の実績につきましては、決算資料にも載っているところでありますけれども、 国の助成金を使いながら、コミュニティ形成事業として実施しておりまして、令和4年度 につきましては89人が利用したという実績になっております。

以上です。

3番(花井 茂君) このごみ出し支援サポートもですけれども、こういったサポート体制を つくるには、行政だけでは限界があると思いますので、やはり地域の力を借りるというこ とがこれから大切になってくるのだろうと思います。それには、高齢者が多い中で、高齢 者の中でも比較的元気な方、そういう方もいらっしゃると思いますので、そういった元気 な高齢者を巻き込んで、サポートを受ける側ではなくて支援する側に回っていただいて、 それが社会生活において介護予防になるかと思いますので、そういったところも検討して いただきたいと思います。

次に、ごみ出しの件なんですけれども、ごみ出し困難な方の実態調査というのは、どれ ぐらいの実態があるのかお伺いいたします。

- 健康福祉課長(石井秀徳君) 村で確認している部分でございますが、社協のほうで報告をいただきました。現在ごみ出しに困っている実数としましては7件報告を受けているところでありますが、実際に直接的に支援をしている部分につきましては、お助け合い事業で実施している方が1件、生活支援相談員が訪問時にお手伝いをするのが2件、それから近所の民生委員の方がお手伝いをしているのが1件、合計4件が今現在直接的に支援をしている状況のようでございます。
- 3番(花井 茂君) そのような実態調査も大切なんですが、ごみ出しが大変だという方はいらっしゃると思うんですけれども、そこには、やればなんとかできる、でもやっていただければ助かるという、いわゆるあれば助かるという方も数多くいらっしゃると思います。そういったところも、生活支援相談員が訪問していらっしゃいますので、そういったところで意見を集約して、実態を受けてそのサポートの検討をしていただきたいと思います。

日常生活支援について、村のほうでは生活支援策については結構、先ほどの答弁でも、かなり充実しているのかなと思います。ただ、今後いろいろサポートの需要が変わってくるのかなと思いますので、そういったところも先ほどの相談員に意見集約をしていただいて、状況を把握して、しっかりとした需要に合った支援サポートをしていただければなと思います。

データを集めるというのが一番サポートをするには大切なのかなと思います。しっかり

としたデータを集めて、展望等を示していただいて、地域づくりも兼ねた相乗効果、例えば助け合いの地域をつくるには高齢者がお互いにやっていただいたり、サポートを受けたり、サポートしたりするというのが大切になってくると思うので、そういった共助の仕組みづくりは大切になってくるのかなと思います。今後、飯舘村は人口がどんどん少なくなるんではないかと言われていますので、そういった仕組みづくりが大切になってくるんだと思います。そういった相乗効果を得られる対策、支援をしていただき、そういったところを要望しまして、私の一般質問を終わります。

議長(佐藤一郎君) 執行部より答弁はありますか。

村長(杉岡 誠君) 今、花井 茂議員からゼロカーボンの件、あるいはお助け合い事業等を使ってのごみ出しの関係とか、あるいはこれからの高齢者の日常生活を支える支援についての具体的な提案をいただいた部分であります。この提案、村としてもしっかりニーズをつかんでという部分が非常に大事だと思いますし、あるいはゼロカーボンの中で合意形成という言葉をいただきましたが、まだ走り始まった中で、合意というところまで行くような状況に今はなかったんだなということを改めて考えておりますので、しっかりこれからいろんな方々と情報共有したり、いろんな取組の先の展望というものを皆様と共有しながら、そのニーズに合った形での住民福祉の向上につながるようなゼロカーボンであったり、あるいは高齢者福祉等々にしっかり努めてまいりたいと考えたところであります。

以上であります。

議長(佐藤一郎君) これで花井 茂君の一般質問を終わります。

◎休憩の宣告

議長(佐藤一郎君) 暫時休憩します。再開は13時10分とします。

(午前11時31分)

◎再開の宣告

議長(佐藤一郎君) 休憩前に引き続き、再開します。

(午後 1時10分)

議長(佐藤一郎君) 2番 横山秀人君の発言を許します。

2番(横山秀人君) 議員番号2番 横山秀人、ただいまより9月定例会一般質問について、 6項目、14点質問いたします。

1項目め、東京電力損害賠償請求相談窓口の役場内設置等について。

1点目、現在、東京電力賠償金の第5次追補請求により、川俣町、福島市、南相馬市の 相談窓口は大変混雑していると聞いています。今後、第5次追補の精神的損害の増額の請 求手続が始まれば、ますます混雑することは明らかです。飯舘村民のスムーズな賠償手続 のためには、飯舘村役場内、または役場近くに東京電力賠償請求相談窓口の設置が必要で あります。飯舘村から東京電力ホールディングス株式会社へ強く要求することを提案いた します。

続きまして2点目、原子力損害賠償紛争解決センター、通称ADRセンターを利用して 和解に至った事例を読んでみますと、飯舘村民にも当てはまる事例があるのではないかと 感じています。飯舘村民がADRの制度及びADRの事例を知らないがゆえに賠償請求が できないことがないように、ADRの制度と事例説明会及び出張相談窓口の定期開催を飯 舘村からADRセンターに強く要望することを提案いたします。

3点目、令和5年7月25日付で原子力損害賠償紛争審査会長宛てに提出した原子力損害 賠償に係る要望書について、この要望書を全村民にその全文を印刷して周知する計画があ るのか伺います。あわせて、上記要望書に沿った要求書を東京電力ホールディングス株式 会社へ提出する計画はあるのか伺います。

2項目め、人間ドックの受診率向上と検査費用助成対象年齢の拡大について。

1点目、事前に健康福祉課から頂いた資料を見ますと、人間ドックを受けた村民のうち約75%、4人のうち3人が要精密検査の判定を受けています。病気の早期発見・早期治療等のためにも、人間ドックの必要性を村民に伝える必要があります。令和4年度の人間ドックの受診率は約30%です。今後の受診率向上対策を伺います。

2点目、県内のある自治体では、35、40、45、50、55、60、65、70歳を人間ドックの助成対象年齢とし、病気の早期発見・早期治療等を図っています。現在、飯舘村では助成対象が45歳と55歳のみであります。村民の健康を守るためにも、人間ドックの助成対象年齢の拡大を提案いたします。

3項目め、役場敷地内路線バス停留所設置による懸案事項とその対策について。

1点目、路線バスは駐車場と役場庁舎をつなぐ歩道を通ります。また、来庁する車の往 来もあります。事故防止対策をどのように行うのか。また、事故があった場合どのような 救急体制を取るのか伺います。あわせて、事故による責任の所在等はどのように判断され、 村民が責任を負う場合があるのか伺います。

2点目、1日12回路線バスが石畳を通行することによって、石畳がぐらぐらと傾いたり 割れたりする可能性があると思います。その場合は、路線バス運行業者の費用負担で修繕 する認識でよいか伺います。

続きまして4項目め、役場を訪れた方が利用しやすい庁舎内及び役場周辺の環境整備について。

1点目、他の市町村の窓口等を利用した際、飯舘村役場にもあるといいなと思うことがありました。まず、先に以下の3つを提案します。

窓口カウンターそばにバッグや荷物の置き台があれば、バッグを下に置かなくても、その置き台に置いて印鑑を取り出したり、スムーズに請求窓口での対応ができるのかなと思っております。2つ目が、窓口カウンター等につえホルダーの設置、こちらも銀行やほかの市町村で見かけますので、飯舘村にも必要と思います。3つ目が、ホットコーナーに人感センサーつき照明と。ホットコーナーが暗いときがあります。そうしますと、そこに寄って少し休もうという気持ちにはならない。人が行ってすぐつくようになれば、あそこの利用度が増えるのかなと思っております。

2点目、上記3つ話しましたが、それだけではなくて役場庁舎内及び役場周辺の案内板、 注意看板等も含め、役場を訪れた方が利用しやすいと感じる環境を整備するため、役場職 員と村民が一緒になって調査、検討する場の設置を提案します。

5項目め、移住・定住等事業に係る事業成果等について。

1点目、交流・移住・定住等促進支援業務の各事業及び空き家・空き地バンク登録推進 業務の各事業の費用概算と目標値及び進捗状況を伺います。

2点目、短期滞在型移住体験住宅の利用状況について伺います。また、利用目標値に達 していない場合、その課題と対策を伺います。

3点目、移住・定住等に係る事業の実施について、行政と事業実施会社だけの活動では限界を感じています。理由は、事業実施会社及びその事業内容について村民に聞き取りしても、よく分からない、何をしているのかなという回答が多くありました。今年度1億円以上の経費をかけて移住・定住等対策関連事業を行っています。費用対成果を最大限にするためにも、村民、各種団体、企業等と行政、事業実施会社が一緒になって、移住・定住等事業を計画、実施する場の設置と運営費計上を提案します。

6項目め、あいの沢キャンプ場にて携帯電話が使える環境整備について。

1点目、今年の4月と5月にあいの沢を団体で利用したんですが、そのとき携帯電話が 通じずとても不便を感じました。あいの沢キャンプ場等を利用している方からどのような 感想、意見、要望等が届いているのか、その概要と対策を伺います。

2点目、夜間の緊急連絡、災害情報等の収集等、携帯電話は重要な役割を担っています。 早急にあいの沢キャンプ場において携帯電話が利用できる環境の整備を提案します。

以上6項目、14点について回答を求めます。

村長(杉岡 誠君) 2番 横山秀人議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ご質問1-1、飯舘村役場内または役場の近くへの東京電力賠償請求相談窓口の設置についてお答えいたします。

村では、これまで月2回程度開催している役場の朝の会議に出席する東京電力の村担当職員を通じて、書類の誤送付などの不適切な事案が起こらないよう、正確な賠償事務を遂行すること、また、相談窓口に電話がつながらない、つながりにくい等の事例に対し、相談窓口の拡充や人員体制を強化することのほか、村民の負担とならないような賠償請求手続とすることや、村民に対して分かりやすい情報の発信をすることについて求めてきたところです。

相談窓口の設置については、今後これまでの要請への対応や改善状況を確認し検討してまいります。

次に、ご質問1-2、ADRの制度と事例説明会及び出張相談窓口の定期開催の要望についてお答えいたします。

ADR制度及びADRセンターの相談窓口につきましては、これまで村の広報に同封してのチラシ配布やお知らせ版等を通して周知してきたところであり、それぞれ個々の事由により適時相談をしていただいているものと認識しております。引き続き、村民への案内、周知に努めてまいります。

次に、ご質問1-3、原子力損害賠償に係る要望書についてお答えいたします。

令和5年7月25日付にて原子力損害賠償紛争審査会長宛てに提出しました原子力損害賠償に係る要望書については、村のホームページにて全文を公開しているところであり、改めて印刷したものを全戸配布する予定はしておりません。

また、東京電力ホールディングス株式会社に対する要求書とのことでありますが、要望書を提出いたしました7月25日同日付で、原子力損害賠償紛争審査会から東京電力ホールディングスに対し要望書の内容が直接伝わっているところであり、現在のところ、同様の内容のものを改めて村より東京電力ホールディングス株式会社に対し提出する考えは持っておりません。

村といたしましては、今後新たに発生した問題等につきましては、即時性を持って対応してまいります。

次に、ご質問 2 の人間ドックの受診率向上と検査費用助成対象年齢の拡大についてですが、2-1 及び 2-2 については、関連がありますので一括してお答えいたします。

まず、ご質問2-1、人間ドックの受診率向上についてですが、本村では45歳、55歳の方を人間ドックの無料受診の対象者としております。令和4年度の人間ドック受診対象者は45歳が54人、55歳が48人の計102人ですが、受診者は30人でありました。中でも、45歳の人間ドック受診者は54人中9人で、受診率は16.6%と低い傾向にあります。一方で、令和4年度の人間ドック対象年齢となっていても、通常の集団健診や医療機関での施設健診の受診率は、人間ドック受診者を含め50%でありました。

次に、ご質問2-2、人間ドックの助成対象年齢の拡大についてですが、健診について は各保険者が実施することになっており、国民健康保険や後期高齢者医療保険については、 保険者である村や県広域連合が実施することとなっております。社会保険加入者について も同様に企業等が実施することとなっております。

村では、人間ドック助成の対象は、先にも述べましたが45歳、55歳としており、基本的な項目全てを助成対象としておりますが、他の自治体は助成額が半額であったり上限額があるなど、助成方法が異なっております。

人間ドックに係る費用については、オプション健診を含めない場合でも4万円から6万円程度となり、現状の基本的な項目全てを助成対象とする村の無料での対象年齢の拡大については、財源的に困難であると思われます。

村といたしましては、人間ドックに限らず、年1回は健診を受けていただくよう未受診者には受診を勧奨し、受診率の向上に努めてまいります。

次に、ご質問3-1、路線バス運行に伴う事故発生時の救急体制及び責任の所在についてお答えいたします。

第一には、バス運行会社である福島交通に徹底した安全運行を求めてまいります。また、 救急体制については、状況によってではありますが、南相馬消防署飯舘分署の協力を得な がら救急対応をすることとなります。

次に、事故による責任の所在については、事故の状況によって異なることではありますが、バス運行上で過失がある事故であれば、バス運行会社が責任を負うこととなりますし、村民が運転する車が事故を起こした際も同様に過失があれば責任が問われるものと思われます。

村としては、そのようなことにならないよう、住民に対してもバス運行の周知や注意喚起を図ってまいります。

次に、ご質問3-2、路線バス運行に伴う石畳の修繕についてお答えいたします。

ご質問のように 1 日12回路線バスが通行することになりますが、役場前の通路は多くの方が出入りする場所でありますので、石畳の修繕は村が修繕するものと考えております。次に、ご質問 4-1 及び 4-2、庁舎内外の環境整備と村民と調査、検討する場の設置について、関連があるため一括してお答えいたします。

現在まで、村民の皆様及び議員の皆様からご意見をいただきながら庁舎内外の環境整備に努めてきたところであります。今回ご質問の窓口カウンターの荷物置き台等、早急にできるものから対応を進めているところであり、必要性や優先順位等も含めて整備してまいります。

また、環境整備に関する村民との調査、検討の場でありますが、毎年開催させていただいている住民懇談会及び行政区ピアリングにて意見等を伺ってまいりますので、おただしのような場を改めて設定する考えはありませんので、ご理解をお願いいたします。

次に、ご質問 5-1 及び 5-3 については、関連がありますので一括してお答えいたします。

まず、ご質問 5-1、交流・移住・定住等事業の予算額並びに目標値と進捗状況についてでありますが、本事業は取組を始めて2か年度目であります。その代表的な事業として、交流・移住・定住等促進支援業務については、今年度の予算額は8,149万5,000円であり、主な業務内容は移住サポートセンターにおける窓口業務や移住者向けの就労環境の整備、地域おこし協力隊の活動支援、移住検討者向けポスターの作成や各種SNSなどによる情報発信となっております。

本業務の目標値と進捗状況についてでありますが、移住サポートセンターは、開催日数 240日間に対して、今年度は8月30日現在、既に104日間の開設実績となっております。また、毎月1回の村との定例会打合せ並びに週1回から2回の情報共有会を実施しております。

次に、空き家・空き地バンク登録推進業務については、今年度の予算額は2,023万4,000 円であり、空き家・空き地調査やDIYワークショップなど、登録物件数を増やすための 活動業務が主な内容となっております。

本業務の目標値と進捗状況は、空き家・空き地等の20件の登録を目指しているところであり、現在の調査・対応中の物件は13件で、DIYワークショップの実施に向けて1件の物件を準備しているところであります。

続いて、ご質問 5-3、村民、各種団体、企業等が移住・定住等事業を計画、実施する場の設置などの提案についてであります。

移住・定住等対策に関連する事業として、前段の交流・移住・定住等促進支援業務及び空き家・空き地バンク登録推進業務に加え、いいたて魅力向上発信業務を行っております。本業務は、仙台や東京都内で村内の農家さんのご協力の下、村の農畜産物の県外出店等を実施し、約350人の参加があったほか、村内での飯舘YOITOKO発見!ツアーでは、今年度1回開催し30人が、さらに移住体験ツアーでは、これまでの3回の開催で合計24人が参加しております。

なお、県外の出店や各種ツアーの実施に当たっては、広報、SNSで周知を図っている ほか、地元企業や各団体との協力関係を重視しており、村民の皆さんと村のファンをつな ぐ効果的な事業展開に努めているところです。

引き続き、移住・定住対策や魅力向上事業につきましては、村民の皆さんにご参加いただくことにより、村民の心の豊かさや温かみを直接感じていただく機会を創出することが大切であると考えており、個人・団体などあらゆる方々のご協力をいただきながら、村に移住された方自身がより愛着を持って住んでもらえるよう、また、村での暮らしがその方の人生においてより意義深くなるよう事業を推進してまいります。

次に、ご質問 5 - 2、短期滞在型移住体験住宅の利用状況についてお答えいたします。 移住体験住宅の現在の利用状況は、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて一時利用の 中止をしており、昨今の利用実績はありません。またこの間、令和 4 年 7 月に移住サポートセンターを開設いたしましたが、移住サポートセンターの移住相談の上で、短期滞在型 で移住体験を望まれるお話はなく、直接自宅として住むことができる住宅を希望するとい う方が多く、体験してみてから改めて住まいを探したいと希望される方はいない状況であ ります。

現在、移住を希望される方のニーズが変わってきている傾向にあることから、村として も、短期滞在型移住体験住宅の在り方について見直しを図ってまいります。

次に、ご質問6-1及び6-2につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

初めに、ご質問 6-1、キャンプ場利用者からの感想、意見、要望についてでありますが、利用者からは、利便性の観点から、また緊急時の連絡手段という観点から、携帯電話の通話エリアの拡充やWi-Fiでの通信環境の整備を求めるご意見が寄せられております。

現在、あいの沢キャンプ場での携帯電話の通話可能エリアについては、あいの沢管理棟、 オートキャンプ場の周辺及びフリーサイト周辺はつながるものの、通信が安定しない状況 であり、その他のエリアは通話圏外となる状況を確認しているところであります。

また、Wi-Fiなどのインターネット環境につきましては、宿泊体験館きこりでの通信は可能でありますが、それ以外のエリアではつながらない状況であります。

次に、ご質問 6-2、携帯電話が利用できる環境の整備についてでありますが、まずは利用者に対し、あいの沢内での通信・通話が可能なエリアをお知らせしてまいりたいと考えております。

また、NTTドコモ、au、ソフトバンクなどの携帯電話のキャリア各社に対しましては、これまで同様、村内全域での不通話地域解消に向けて、逐次、基地局の設置について要望を行ってまいります。

なお、村では、あいの沢周辺の屋外でのWi-Fi 通信環境の整備について検討しているところであります。

以上であります。

2番(横山秀人君) では、1項目ずつ再質問をしてまいります。

東京電力損害賠償請求相談窓口の設置についてでありますが、先日、川俣町の賠償請求 相談窓口を通ったときに、暑い中、外に椅子があって、そこで順番を待っている方々がい らっしゃいました。あと先日、私も行ったんですけれども、1時間ほど中で待ちました。

村内からですと、一番近い川俣町の窓口まで、車で往復40分から1時間以上かかっております。これが、役場が今回答した村民の負担とならないような賠償請求手続なのか。あの状況を見ると、こんな賠償請求おかしいべと、何で村民がこれだけ大変な苦労をしなければいけないんだと感じました。そして、今回その質問、また要望をしたわけであります。

聞くところによると、13年たっていますので、亡くなった方が多いということで、役場で戸籍を取ってという形で説明があります。そうすると、また役場に戻らなければいけない。そして、また窓口に行けばこれが足りないよとか、結局行ったり来たりということも考えられます。

今、月2回、東京電力さんといろんな相談をしているということでありますが、現実問題、今村民は困っています。この相談窓口の設置については、今後これまでの要請への対応や改善状況を確認し検討してまいりますという答えで終わっておりますが、要請への対応はしていません。外で待っているんですから。そうであれば、早急に相談窓口の村内設置を村民のために、特に帰村している村民は高齢者が多いです。川俣町まで来てくれよといったってなかなか行けません。村民のために村内設置を要求すべきということで、今回提案いたしました。再度、回答を求めます。

村づくり推進課長(佐藤正幸君) 今ほどありました東電相談窓口で人が外で列を組んで待っている状況、それは確かにあるということで、東電のほうからもそういった状況になっているという話は伺っているところであります。昨今の第5次追補になってから、特にそういった相談件数なり、窓口に出向く件数も増えてきている状況だということで、先ほど答弁申し上げましたように、相談窓口の拡充あるいは人員増ということで、村としても東電に対して要求をしてきて、これが村のみならず、相談窓口全域でそういった対応はある程度なされてきているということで、しっかり対応はしているという話も伺っているところでありますが、今ほどのような状況はまだ見えているということで、特に週明けの月曜日の朝については、特に朝方、10名ほどが並ぶという状況も見られることもあると。比較的平日、またはお昼絡まり、お昼以降であればすいてくる状況だということで、そういった混雑する時間帯なども、あらかじめ電話等で連絡をいただければご案内をしながら逐次対応しているところですが、なかなか一遍に相談を受け入れる体制にはなっていないということも聞いているところであります。

また、その中でも、今ほどご意見のありました役場等での臨時窓口の設置については、他の自治体等も確認しましたが、そういった臨時的な窓口を庁内にということをやっている自治体はないということで、これは今ほどあったように、それぞれ県内全域の窓口で人員増、あるいはそういった人員体制を含めて拡充をしているという部分で、なかなか配置までは至っていないのかなという部分もありますし、どの自治体でもそういった具体的な要望はほぼ見られていない状況であるということでありました。飯舘村に限らず、ほかの被災自治体の住民の方も同じような問題ということで受けている中で、東電での精いっぱ

いの今のところの体制なのかなと認識しているところであります。

ただ、今ほどあったように、東電の今後の対応、どのぐらい改善されていくのかという 部分含め、状況を見ながら、村としてもそういった臨時的な窓口が必要であるかどうかと いう部分については、今後状況を見ながら必要であれば要請をしていきたいと思いますし、 ただ、要請をした場合でも、きちんとした対応ができる職員が担当窓口にならないと逆効 果になってしまう部分もありますので、東電の今の体制、今後の状況を見ながら必要に応 じてそういった対応、要請をしてまいりたいと思っているところでございます。

2番(横山秀人君) 今回の賠償請求、やはり村民がどのようにしたら請求がスムーズにいく のかという視点が一番大事なのかなと思っています。東電の体制等ではなく、村民がどう したら請求がスムーズにいくかと考えた場合に、明らかに飯舘村内に東電の相談窓口、例 えば週2日とか3日でもいいです。そういう形で飯舘村に来るから、わざわざ川俣町に行 かなくてもいいなという日をやはり設けるべきだと思います。

今後、第5次追補の内容を見ますと、損害賠償の増額の、あの追加項目の請求が始まりますと、各自の聞き取りの時間がまた長くなると思います。そうしますと、また窓口が混雑する。であれば、先手を打って、ほかの市町村はいいです、まずは飯舘村が村に必要だからということで強く要求することを再度お願いして、こちらは再質問を終わります。

続きまして、1項目めの2点目、ADRについてであります。

東京電力の賠償請求、今回第5次追補ということで、間もなくこの賠償というのが終わりに近づいていっているのかなという認識を多くの村民が持っています。請求漏れや請求誤りをいま一度確認するという段階に来ているのかなと思っています。

その中で、ADRについては村のほうでは数十人から3,000人規模でADRの請求をまとまって行ったという事例を聞いておりますが、それが終わって個人が積極的にADRの相談に伺っているということは、村民から聞いてはいません。先ほども質問の中でありましたが、ADRの賠償となった事例を読んでみますと、飯舘村民にも当てはまるような事例があります。それを読んでいると、本当にADRを知らないがゆえに、権利として請求できるんだけれども、それをしないまま終わってしまう村民がいらっしゃる可能性があると感じていますので、今回質問の中でADRの制度と事例説明会及び出張相談窓口の定期開催をADRセンターのほうへ強く要望することを提案しますといたしましたが、その回答が先ほどの回答の中になかったので、ADRセンターのほうに飯舘村に来て説明会等を行ってほしいと飯舘村が要望するのかどうか、まず回答を確認いたします。

村づくり推進課長(佐藤正幸君) ADRセンターの相談窓口定期開催の要望ということであります。今般出されました第5次追補の部分におかれましては、今までのADR訴訟のそういった部分を十分整理した中で、具体例も挙げながら、今回の第5次追補に至っているのかなと認識をしているところであります。

村としましては、今までADRについては、個々の事情によってそれぞれがやるということで、村としてそれについて広報は行っておりますが、村で個別の案件について何かするということは行ってこなかったということであります。

今ほど言ったように、個々の事情ということでありますので、そういったことは行って

こなかったということでありますが、今回、先ほど申したように、第5次追補の中でほとんどのものが、ADRで対象になった項目が東電でも採用されて今回上がっている。その部分については東電のホームページ等で細かく周知されている部分でありまして、そこに該当するものについてそれぞれが追加で請求をすることができる状況になっているということであります。そこにもし該当しないような個々の事情があれば、それについてはその部分も東電の相談窓口でそういった個々のケースについてもしっかり状況を伺って、どのような資料をもって請求すれば該当するのかどうか、東電の窓口のほうで対応できるということで今進んでいるのかなと思っておりますので、基本的にはそういった、もしかすると請求漏れがあるんではないかという方については、村としては、まずは東電の窓口に行って相談をしていただきたい、してくださいというお勧めをしたいと思っているところであります。

それで、また東電の窓口において、それでもなかなか分かっていただけないということであれば、それぞれ個々がADR制度を使っての申立てとなるのかなと思っておりますので、村としてはADRセンターの窓口設置ということではなくて、まずは東電への相談に行っていただきたい、そういうご案内をしていきたいと思っているところであります。以上です。

- 2番(横山秀人君) すみません、私の質問が長くて、どこが論点かずれてしまったところがあったので、再度簡単に質問しますと、ADRの窓口は福島市にあります。ですので、飯舘村民がなかなかADRと思ってもすぐは行けない状況であります。ですので、ADRについての臨時、例えば何月何日に来るので何か相談のある方はぜひここに来てくださいとか、そういう臨時の窓口を飯舘村に設置していただきたい、その要望を提案したということであります。その回答をお願いします。
- 村づくり推進課長(佐藤正幸君) 先ほど申しましたように、まずは相談については東電の窓口へ行っていただきたいということで、村としてADRセンターの臨時窓口開設を求めるということは、今のところ考えておりません。
- 2番(横山秀人君) 分かりました。

では、3点目について再質問いたします。原子力損害賠償請求に係る要望書についてであります。実際、村のホームページからダウンロードをしてみますと、A4裏表でありますので、お知らせ版がA3裏表でありますから、お知らせ版のような紙面というかそこに入る文書であります。

村のほうでは、この要望書については村のホームページで公開しているから、村民にはもうお知らせしているんだと、改めて印刷して村民には伝えないんだという回答でありました。今回、第5次追補があって、今村民はその賠償請求に関してすごく関心を持っている時期であります。また、農業の賠償についてはなかなか進まないという状況であります。その中で、飯舘村がどのようなこの賠償請求に係る要望書を出したのか気になるところでありますが、村はホームページで終わっていると。以前も各大臣宛ての要望書を印刷して村民のほうに配ってはどうかという提案をしましたけれども、そのときも、ホームページで終わりですという回答でした。

飯舘村の情報共有、村民と一緒に新しい村をつくっていくといったときに、とても大事な情報であります。村がどちらを目指しているのか、何を考えているのか、それを正式に村長名で大臣や紛争審査会のほうに送っている文書であります。それが20ページも30ページもあるならまた別です。先ほど話しましたが、お知らせ版ぐらいの分量であります。どうして村民に伝えることができないのか、お渡しすることができないのか、ホームページだけで終わっているのか、再度質問いたします。

村づくり推進課長(佐藤正幸君) 今回の原子力損害賠償に係る原子力損害賠償紛争審査会に 対する要望書の件でありますが、さきに答弁いたしましたように、村のホームページ掲載 ということで、村民全戸に配布する予定は今のところないわけであります。要望書等につ いては、これまでも各省庁関係の要望書も含め、議員からおただしのあったように紙で村 民に配布するということは行っておりませんし、今のところまだ紙で配るということは考 えていないところであります。

これは以前も一般質問等でありましたが、村民に対して文書で広報物としてお送りするものについては、本当に村民にとって必要で大事な部分を厳選して送っているということで、ボリュームがあり過ぎると混乱も招いてしまうということもあるので、そういった精査をしながら広報として送らせていただいているという話もさせていただいたところであります。

今回は枚数が少ないから、多くないからということではなくて、今までと同じように要望関係については村ホームページでの公開、そして広報等での周知ということは今後も今のところは考えていないところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

2番(横山秀人君) まず、広報物に混ざると読んでもらえないかもしれないと。正直、大臣 や審査会に村長が押印をして出す文書、これは村民にとっても大事な書類であります。私 たちを代表して村長が行っているわけですから、その内容を知る権利もあるし、それをほ かの広報物と比較するものではないです。明らかにこれは皆さんに配って、そして読む人 読まない人はいるかもしれませんけれども、村のほうからこういう形で村民のためを思って大臣や審査会に要望書を出していますよと、ぜひ村を応援してくださいよと、そして何 かもっと提案があったらぜひ言ってくださいよと、そういう形に持っていくのがこの要望 書でしょう。

前回もありましたけれども、根本的な考え方が、そこは私はちょっと理解できない。これをじゃあ村民に配るには、陳情書、請願書を議会に上げて採択を受けてからやるのか、それとも署名活動をして、すみませんが、今要望書を村民全員が見られない、ホームページで公開しているで終わっているんですけれども、ぜひ手に取って見たくありませんかと、では皆さんここに署名してくださいと署名活動しなければいけないくらい、今村は断固として出しませんという回答をしています。

一度、区長会や今度行われる住民懇談会にこれをプリントして出してみてください。これって皆さん書面で欲しいですかと。そして1人でもいれば、要望書については必ず皆さんに配ってください。その願いを込めて、再度質問いたします。

村長(杉岡 誠君) 今お話の中で、区長会あるいは住民懇談会の中で配っていただいて、1

人でもいれば全てにというお話がありましたが、行政というのはそういうものではないだろうなと思っております。1人でもという話は様々なところでありますけれども、そこは私も心を砕くところはありますが、少なくともホームページで公表しているというのは、村民の方に対して、あるいは全国民に対して、あるいは世界中の方々がいつでも見られるようにという形でお配りをしています。紙というのはお配りしたときに自分が保管をしない限りはそこに残りませんけれども、ホームページで上げた情報というのは村が取り下げない限りはずっと残るわけですから、そういう意味で持続性ということも考えてホームページで公表させていただいているという部分があります。

自分がご興味を持つ段階というのはそれぞれの方々で違うと思いますから、要望書を出した時点ですぐに新聞や村の広報を通じて見てみたいなと思う方もいるでしょうし、あるいは数か月後、数年後に確認したいという方もいるでしょうから、そういう様々なニーズに対応できるようにホームページを活用させていただいているということをご理解いただきたいと思います。

以上であります。

2番(横山秀人君) ホームページを高齢者の方も全員が見られるのであれば、こんなことは言わないです。ただ、まだそこまで時代はいっていない。実際村で調べてみれば多分すぐ分かると思います。ホームページ見られますかって。そうなったときに、それを補う、どちらが補うか分かりませんけれども、補う形で広く村民の目に触れるということがやはり大事なのかなと。それは村が公開したということにはなるでしょうけれども、実際に村民に届いていなければ、それは公開したことにはならないのかなと、公開不十分なのかなと思っております。

ですので私は、これは村長の手柄じゃないですけれども、村長がこういうのをやっているよという村民へのアピールの場でもあると思うんです。実績を出す場でもあると思うんですよね。ですので、ちょっとその考え方が前回の質問から変わっていないようなんですけれども、ちょっと第三者というか、私だけではなくて、ほかの村民の方にもいろいろお聞きした上で、そしてやっぱり見たいよという声があれば、じゃあ1回試しにやってみようと。これにかかる経費というのは多分印刷代だけで、あとは毎月県のほうで配布する封筒に入れればそれで皆さんに届くわけですから。何十万円もかかる経費じゃないと思うんですね。ですので、一度試してみてはどうでしょうか。これでこの件については質問、提案を終わります。

続きまして、人間ドックについての質問をいたします。ちょっと回答の中に、人間ドックの受診率を上げるための今後の対策はどのようなことがありますかということで、それがちょっと抜けていたと思うので、その回答を求めます。

健康福祉課長(石井秀徳君) 大変失礼いたしました。

受診率向上につきましては、人間ドックに限らず、住民の集団健診あるいは施設健診も 含めて村の課題だなと思っているところであります。受診率の向上については、機会ある ごとに受診勧奨をする。それから、まだ受診されていない方について、あるいは1回も受 診されていない方もいらっしゃいますので、そういった方については電話等で勧奨する。 それから、今ワクチンの集団接種等も集めてやったりだとかもありますので、そういった 機会を捉えながら、対象者が名簿で分かりますので、そういったときにはぜひ受診をして いただくような形での紹介をしていきたいと考えているところです。

2番(横山秀人君) ありがとうございます。では、再質問に入りたいと思います。

2点目の助成対象年齢を増やしてはどうかというところについて、再度質問いたします。 実はこの件なんですけれども、村民のほうから実は人間ドックで病気が分かったと、もっと早く発見されていれば早期治療等ができたのになというお話が電話でありました。そして、役場のほうに聞いたときに、私も制度が分からなくて、45歳と55歳で無料で飯舘村の場合受けられるんだとありました。県のほうに確認したら、実は自治体によってその助成制度はばらばらなんですよというお話を受けて、その後、30歳や35歳からやっている団体に電話して、全額補助ではないですけれども助成をして、何とか早くから受診いただきたいということをやっていると。実際、30歳からも受診しているし、35歳からも受診した実績があると、市や村から回答を得ました。

その中で、私の質問がちょっと分かりづらかったかなと思うんですけれども、無償で対象年齢を増やせという形ではないです。もちろん財源が必要になりますので。無償ではなくて助成という形で、5割でも7割でも助成という形で対象年齢を増やして、そうすることによって早期発見・早期治療につながると。そういう仕組みというか体制を今村で検討してはどうかという提案であります。

先ほどの回答は、財政的に困難ですという形で終わってしまったので、ここで正直終わらせたくはない質問です。実際、村民から早く受けたかったなという声があるのであれば、それに基づいて何か体制を検討すべきと思い提案しましたので、再度回答を求めます。

健康福祉課長(石井秀徳君) 人間ドック、それから健診につきましては、震災前については 一定程度個人負担をお願いして、集団健診であっても1,000円から1,500円ぐらいだったか なと思います。健診項目によって変わりますけれども、負担をお願いし健診をしてきたと いう経過がございます。人間ドックにつきましては、いわゆる保険者、村の場合ですと国 民健康保険加入者のみの対応ということで助成してきた。震災後につきましては、国保・ 社保かかわらず、村民であれば全ての方を対象として、人間ドックを拡大しましょうということでやってきた経過だったかと認識しております。

健診についても、今現在、集団健診で約1,000人ぐらい村の中で受診をしているということであります。出先の医療機関を含めますと約1,500人ぐらいになろうかと思っておりますが、人間ドックと一般健診の違いといいますと、検査内容はそう大きく変わっていない。ただ、大きく変わる部分としましては、人間ドックを受診できる医療機関ですと、いわゆる集団健診で受けられる健診内容プラス各種がん検診も1日で終了できて、その後の保健指導もあるということで、大体1日で終了するというのが大きなメリットなのかなと思われます。ただ、人間ドックでないと検査できない項目も若干、例えば腹部超音波検査なんかは人間ドックでメニューに入っておりますが、あとプラスしてオプション健診、例えば各種がん検診、血液で分かるがん検診もありますし、あるいは脳ドックと併用してという部分もありますので、そういった各種健診が一遍にできるという大きなメリットがあるの

かなと思っています。

ただ、村としては、そこの年齢拡大も検討しないわけではないんですが、先ほどちょっと受診率を報告させていただきましたが、若い方はなかなか仕事の関係で受診率が上がらないという経過があるようであります。ただ、人間ドックを全然受けていない方については、ぜひ1回受けていただいて、人間ドックとはどういうものかを知っていただくために、そんな形で今進めているところでありますので、そこで一定程度有料化となりますと、今大変飯舘村の村民については医療費が無料で受診できる方が多くいらっしゃいますので、そこで逆に受診率が落ちては元も子もないかなと考えているところであります。

2番(横山秀人君) ほかの市町村に問合せをしたところ、議会事務局経由できちんとした回答を、対象年齢が何人で受診率がこうだったという一覧を頂いたんですけれども、やはり国保と社会保険分の方も村から出しているという実績があって、35歳から70歳まで各5歳ごとに必ず受診者がいるということであります。受診するということは、やはりどこかにちょっとした不安があるからかなと思います。それを、例えば村は45歳まで待ってはほしくないわけですよね。早くから受診してほしいと。そのきっかけの一つとして、実は村が若い年齢でも、45歳55歳は無料だけれども、例えば半分でももし受けたい場合は受けられるよと、そういう体制を整えておけば、早期の発見につながるのかなと思います。

ですので、検討いただきたいと。今のお話ですと、村としては45歳55歳を基本にいくんだという形かもしれませんけれども、調べてみたところ、ほかの市町村ではある程度幅広くやっている事実があるので、村のほうでも再度検討いただきたいということであります。これは要望で終わります。

続きまして、3項目めについて質問いたします。3項目めについては、路線バスの停留所設置についてであります。こちらは7月26日の臨時議会で急遽その日に上がった議案でありました。私は今まで全く聞いていない議案であり、また一般財源を987万8,000円、約1,000万円近い財源、一般財源です。これを使うということで、まだまだ検討の余地があるのではないかと、村道側のほうにできないかとか、いろいろ検討できるだろうということで、この予算補正には反対しました。

その流れを一通り文書に記して、村民の方にこういう形で今進んでいますよとお話ししたときに、全く知らないと。それはそうですよね。7月の話でもう工事やっていますから。知らないうちになっているねと。あと、誰が乗るんだというお話もございました。

ただ、もう決まったことでありますので、そこについてはもちろん議決されたものでありますので、そこには反対いたしませんが、ただ、突然の提案でしたので、質問が足りなかった部分がありました。なので今回質問するわけでありますが、実際、何月何日何時からこのバスが運行されるのか、そちらをまず先にお聞きしたいと思います。

- 住民課長(志賀春美君) こちらのバスの運行については、10月からということはお聞きしておりますが、何時という細かいところまでは把握しておりません。 以上です。
- 2番(横山秀人君) 今回、あの通りを大型バスが通ることになります。今でも通常の乗用車 が擦れ違うときにはとても慎重になるところでありますが、今度は大型と擦れ違うわけで

あります。このリスク管理、危険管理というところで、この10月から始まるバス停留所について皆さんにいつ周知することになるんですか。こちらをお聞きします。

住民課長(志賀春美君) 先ほどもお答えしましたように、10月からの運行ということですので、お時間も福島交通のほうに確認しながら、9月中にはお知らせ版等で住民の方に周知してまいりたいと考えております。

以上です。

2番(横山秀人君) 分かりました。

もう一つ、懸案事項として今日も感じたところがあるんですけれども、今回の工事のあの状況を見ますと、あの工事を行うよということ自体も、まず村民のほうにお伝えしておくべきではないのかなと、そう思っております。それはほかの市町村に避難していて思ったんですけれども、工事いつからいつまでやるよという各戸への案内はとても早いです。それは事故防止から来るものだと思っております。

ですので、今回の今工事している、もしかすると通行止めが一部分だけでも必要なのかなと思うぐらいのダンプがあって、カラーコーンがあってというところになっていますので、今後この工事についての周知はするのかどうか、それを確認します。

- 総務課長(村山宏行君) 工事関係の周知ということでありますが、通常、道路関係ですと、 そういったいつからいつまでが工事期間で、車線規制ありますとか通行止めというのが案 外あるかと思うんですが、今回の場合、役場の前ということもあります。また、当然安全 には注意をしていただくわけではありますが、なおご指摘のとおり、工事事業者のほうに 安全に特に注意をするように、それから見やすいような誘導、案内といったことも配慮す るようにということで指導したいと思います。
- 2番(横山秀人君) ありがとうございます。

では、路線バスの2点目について、路線バスが停留する場、また村民が停留所に向かう場というのは、その下は石畳になるのか、それともアスファルトになるのか、回答をお願いします。

- 総務課長(村山宏行君) 石畳なのか、アスファルトなのかということですが、併用となるかと思います。現在、石畳を剝がして工事をしているわけですけれども、そこの接続部分については、石畳をぐらぐらしない形で復旧したいと思っております。また、村民方が乗り降りする場所、バス停のいわゆる昇口、あと庁舎との往復の部分についてはアスファルトの舗装ということで、なるべく凹凸をなくした形で整備をしたいと考えております。
- 2番(横山秀人君) 村民にお話しした際に、そんなにバスが通ったら石畳がずれるだろうと、皆さんから心配事がございました。この維持費に関して、多分修繕すれば一般財源がまた出ていくということになると思うんですけれども、これは例えば事業者との協定の中で、半々にするとか、何かこのバス停の維持管理に関して事業者と費用折半などは考えていらっしゃるのかお伺いします。
- 総務課長(村山宏行君) 役場の庁舎前の石畳、建設当初は確かにぐらついていたわけですが、 その後かなり補強をして、現在はかなりの厚さでコンクリートの上に石畳が乗っているよ うな、そんな状況であります。当然、そういったぐらつかないような施工をお願いしてま

いりますし、また、気づいた際、そういったぐらつきがあった際は村のほうで直すという ことで、当然、役場の前庭の整備と一体と思っておりますので、役場の責任で直していく という形になるかと思います。

2番(横山秀人君) 分かりました。

続きまして、4項目め、役場庁舎内の案内、環境整備ということでありますが、こちらは再質問1点だけであります。改めて検討する場を設けないということで回答がございました。住民懇談会や行政区ピアリングで聞くとありましたが、やはり目的を持って検討する場と、何か集まったときにじゃあついでに役場で何かあるかというふうに聞く場では、全く議論の内容が異なると思います。

1つ提案ですが、やはり役場、まずは職員から、自分たちの職場が住民にとって利用しやすいのか、そういうプロジェクトチーム、打合せ会議という形をつくって、そして再点検を進めていく。そうした上で、今度は村民の方も入れて、じゃあこれを順次やっていこうとか、そういう形の特化した場がないと、議論、そして実施に時間がかかってしまうのかなと思います。これについて再度質問いたします。

総務課長(村山宏行君) 役場の庁舎を利用しやすく、また安全にということで、そういった 委員会というお話ですが、職員の間では、職員安全衛生委員会というのがありまして、そ こで執務環境を含めたより優しい役場庁舎についての検討組織は既にあります。

また、そういったところで出された意見、各委員会をもって、答申をもってというのではなく、いい考えがありましたら即時対応する、そういう形で進めたいと思っておりますので、ぜひもしそういったところがあれば、ご意見いただければと思います。

実際、今回も役場の窓口、既にカウンターのところに荷物置きのテーブルは設置したと ころでありますので、ご確認いただければと思います。

2番(横山秀人君) 今すごくうれしい回答がありまして、質問を出してすぐ対応いただきまして、本当にありがとうございます。そういう一例がありますと、また村民の皆さんも、じゃあ私も言ってみようかなと思いますので、こういうことがあったよということで、村民のほうにお伝えしたいと思います。

続きまして、5項目めについて再質問いたします。こちらは移住・定住についてであります。正直、やはり額が額でありますので、村民のほうも関心が、実は村民のほうからどのような内容があるのか聞かれました。ですので、私もやはり内容等についてもっと詳しく知りたいと思いまして質問したわけですが、まず、回答の中にある移住者向けの就労環境の整備という項目がございます。就労環境の整備というのはどのような内容でしょうか。

- 村づくり推進課長(佐藤正幸君) 移住者向け就労環境の整備であります。これは村内の各企業に対して、移住サポートセンターが出向いて、雇用の確保等についてどのような状況か、どういった方が必要とされているとか、そういった企業側のニーズといったものをまず把握して、それを移住者に対して、村内ではこういった企業が、こういったポジションがありますよという情報を伝えていきたい、そういう状況でございます。
- 2番(横山秀人君) ありがとうございます。

では続きまして、移住検討者向けポスターというのはどこに貼ってあるのか、このポス

ターはもう作ってあるのかどうか質問いたします。

- 村づくり推進課長(佐藤正幸君) ポスターであります。ポスターについてはただいま作成中でありまして、都市部等に向けて、飯舘村では4つターゲット層を決めておりますが、こういった方にぜひ来ていただきたいというターゲット層別のポスターを作って発信していきたいということで、ただいま作成中であります。
- 2番(横山秀人君) 厳しいことかもしれませんけれども、実は昨年度についてもパンフレットを作るということで、そして完成したのが今年の3月と、もう事業年度が終わりのときにパンフレットができたという経過があります。つまり昨年度は専用のパンフレットを基にPRというのはなかなかできなかったと。

今回、ポスターもまだできていないということなんですけれども、やはり事業展開を早くする上でも、移住者向けのパンフレット、ポスターに関しては早急に対応していただきたいという要望で、まずこれは終わります。

あと、3点目の中で、村民の中で何か移住・定住について検討する場が必要ではないか ということでありますが、村全体で交流・移住・定住が村づくりのために必要だという意 識の醸成がまだ皆さんに伝わっていないのかなと、伝わり切れていないのかなという感じ がしました。

これは村の1億円をかけて、経費にこだわる必要はないんですけれども、ただ1億円かけてやる事業というのは大きいので、これだけ村にとって大事なものであり、例えば村民挙げて移住者との交流をしていきましょうよとか、いろんな村民挙げての体制づくりが必要ではないかと。そういう体制があってこそ、この移住・定住を受託した会社さんがもっともっと仕事をやりやすくなるのかなと思っております。なかなかイメージ的なところではありますけれども、もっと村内の組織や団体、会社等を巻き込んで、この移住・定住の対策についての会議を行うべきかなと思いまして提案いたしました。限られた時間ですので、こちらは今の言葉で終わります。

そして、2点目、短期滞在型移住体験住宅については、議会で視察した宮城県女川町では有効に活用されていました。実は見てみますと、パンフレットにもこの短期滞在型移住体験住宅はないです。また、ホームページにもこの住宅がない。ということは、PRがないわけですから、正直、移住を相談した方も、また移住を進める方も多分消極的になっていると思います。分からないかもしれない。ですから、先進事例等も含めて、この短期滞在型移住体験住宅があることによって、より飯舘村を知ってもらう機会になると思いますので、ぜひ前向きに検討いただきたいと思います。これについて、再度回答を求めます。

村づくり推進課長(佐藤正幸君) 短期滞在型移住体験住宅であります。これはさきに答弁させていただいておりますが、今移住サポートセンターのほうで移住の相談窓口として対応しておりますが、そこまで移住体験を望むという声はない、それは私たちのPR不足ではないかという部分ももしかすると否めないのかもしれませんが、そういった個別の事情を聞く中で、そういった部分での必要性がないのかなというお話を伺っているので、今はニーズが変わってきている状況であるというのは説明させていただいたところであります。今後の在り方について、今ほどあったPRもしっかりして対応すべきなのか、それとも

また違った方向で検討すべきなのかというのは、状況を見ながらまた検討させていただき たいと思っております。

2番(横山秀人君) 最後になります。 6項目めにつきましては、回答に対してすごくそのと おりだなと思いますので、改めて再質問はいたしません。

以上で一般質問を終わります。

議長(佐藤一郎君) これで横山秀人君の一般質問を終わります。 これで本定例会の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長(佐藤一郎君) 本日はこれで散会します。 お疲れさまでした。

(午後2時21分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年9月5日

飯 舘 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 渡邊 計

同 会議録署名議員 佐藤 八郎

令和5年9月15日

令和5年第6回飯舘村議会定例会会議録(第3号)

令和5年第6回飯舘村議会定例会会議録(第3号)																	
招集年月日	集年月日 令和5年9月15日(金曜日)																
招集場所	飯舘村役場 議会議場																
開閉会の日	開議 令和5年9月15日 午前10時00分																
時及び宣告	閉会 令和5年9月15日 午前11時08分																
応招出び員 出欠○△×応招出び員 出欠○△×市席 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	議席番	氏				ı	出欠	議席番号		号	丑	氏				出欠	
	1		佐 藤 眞			引		0	2			佐藤 一郎			· •	0	
	3		花 井				1.5	0	4		餓	飯 畑 秀 夫				0	
	5		佐 藤 健 太				:	0	6			菅	菅 野 新 一				0
	7		渡邊			計	-	0	8		佐 藤 八 郎					0	
	9		髙 橋 孝			雄	雄		1 0			佐藤一郎					0
△○公欠												ı					
署名議員	9番	番佐	藤	真 引	7												
職務出席者	事務周	最長	細川	細川亨書				記	伊藤博樹				書記豊永才				石也
地第121にのし名 121にのし名 出欠 は条よたた 出欠	職		名	氏			名	出欠]	職	2	名	氏			名	出欠
	村		長	杉	岡		誠	0	副	1	讨	長	高	橋	祐	_	\triangle
	総務	課	長	村	Щ	宏	行	0	村推	づ 進	く 課	り 長	佐	藤	正	幸	0
	住 民	課	長	志	賀	春	美	0	健	康 福	祉 誤	長	石	井	秀	徳	0
	産業扱	長興部	果長	三	瓶		真	0	建	設	課	長	高	橋	栄	二	0
	教	育	長	遠	藤		哲	Δ	教	育	課	長	高	橋	政	彦	0
	生涯等	色習書	是是	Щ	田	敬	行	0	農事	業 務	委 員 局	会長	三	瓶		真	0
	農業会	委 員	会長	菅	野	啓	_	0	選書	挙 管 5	里委貞 記	会長	村	山	宏	行	0
	選挙管 委	理委員 員	員会 長	伊	東		利	0	代	表監	查季	三員	髙	野	孝	_	0
議事日程	別紙のとおり																
事 件	別紙のとおり																
会議の経過	別紙の	とおり	9														

令和5年9月15日(金)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 任期満了に伴う常任委員の選任
- 日程第 4 議案第54号 令和5年度飯舘村一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 5 議案第55号 令和5年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 6 議案第56号 令和5年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第57号 令和4年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第58号 令和4年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第59号 令和4年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい て
- 日程第10 議案第60号 令和4年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて
- 日程第11 議案第61号 令和4年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第62号 令和4年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第63号 飯舘村税特別措置条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第64号 農業基盤整備促進事業(飯舘西部その2)農業基盤整備工事(水 路工)前田・八和木地区第9回工事請負契約について
- 日程第15 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第16 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第17 閉会中の継続調査の件
- 日程第18 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第19 議員派遣の件

会議の経過

◎開議の宣告

議長(佐藤一郎君) 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

議長(佐藤一郎君) 本日の議事日程、村長提出の追加議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長(細川 亨君) 報告します。

本日、村長から諮問2件が送付されております。

次に、決算審査特別委員会が9月8日から9月13日まで令和4年度決算認定審査のため 開催され、結果についてはお手元に配付のとおり議長に報告されております。

次に、9月13日に議会運営委員会が本日の議事日程等議会運営協議のため開催されております。

次に、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会から所管事務調査について、お手元 に配付のとおり議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長(佐藤一郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、9番 髙橋孝雄君、1番 佐藤 眞弘君を指名します。

◎日程第2、追加提出議案の提案理由の説明

議長(佐藤一郎君) 日程第2、村長の追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長(杉岡 誠君) 本日追加いたしました議案についてご説明いたします。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてです。これは飯舘村大倉字松ヶ平451番地の髙木久子さんを人権擁護委員候補者に推薦したいので、その同意を求めるものです。

諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦についてです。これは飯舘村飯樋字原361番地の大澤和已さんを人権擁護委員候補者に推薦したいので、その同意を求めるものです。以上が提出いたしました追加議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第3、任期満了に伴う常任委員の選任

議長(佐藤一郎君) 日程第3、任期満了に伴う常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、飯舘村議会委員会条例第6条第4項及び第5項の規定によって、1番 佐藤眞弘君、3番 花井 茂君、8番 佐藤八郎君、9番 髙橋孝雄君、10番 私佐藤一郎、以上5人を総務文教常任委員に、2番 横山秀人君、

4番 飯畑秀夫君、5番 佐藤健太君、6番 菅野新一君、7番 渡邊 計君、以上5 人を産業厚生常任委員にそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

- 議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、常任委員はただいま指名したとおりに決 定しました。
- ◎日程第4、議案第54号 令和5年度飯舘村一般会計補正予算(第6号)
 - 議長(佐藤一郎君) 日程第4、議案第54号令和5年度飯舘村一般会計補正予算(第6号)を 議題とします。

これから質疑を行います。

2番(横山秀人君) 2番 横山秀人、今回の補正予算について2点質問いたします。

1点目については、17ページ、企画費の中で、被災者支援総合交付金返還金ということで1,284万4,000円の返還がございます。返還ということなので、当初予定していた事業ができなかったのもあるのかなと思うんですけれども、この金額の大きな部分を占めるところを教えてください。

- 総務課長(村山宏行君) 被災者支援総合交付金でございますが、こちらは基本的にはソフト事業であります。ご存じのように、令和4年度中はコロナによってかなり活動が制限されたということがございます。今回、1,284万4,000円の返還でございますが、交付金自体は1億731万2,000円が来ておりまして、そのうち充当が9,446万8,000円ということでありますので、ソフト事業が10本以上あるということで、そこの積み上げでございますので、コロナによる制限はあったものの、おおむね事業の目的は達成されたかと認識しております。
- 2番(横山秀人君) 分かりました。ありがとうございます。

次に2点目は、20ページ、21ページ、商工費の中の商工業振興費の委託料、未来へつな ぐ商工業支援業務ということで4,475万円について質問いたします。

まず、こちらの4,475万円の内訳でありますが、さきに説明いただいたところを再確認いたしますと、エネルギー等高騰支援ということで、134事業所に対して1,745万円、これは従業員数に応じて支払うというご説明がございました。2つ目が商工業振興支援枠ということで、こちらも134事業所に対して1事業所20万円、合計しますと2,680万円の交付金ということであります。合わせまして今回商工業についての交付金は4,425万円と、その事務を商工会のほうに委託するということで、プラス50万円を足して、結果4,475万円の予算とお聞きしました。

そこで、まず4項目質問いたします。

まず1項目めが、この申請内容を審査し交付金の交付決定を行うのは誰なのか伺います。 なぜかといいますと、6月の議会において、エネルギー高騰対策は村からの交付金とい うことで村が支払っていたんですけれども、今回は委託金ということで項目が変わった ものですから、ここを確認いたします。

続きまして、商工業振興支援枠、1事業所20万円についてでありますが、その条件として、(仮称)防犯連携協定、もう一つ、(仮称)防災連携協定に参画することが条件と

いう文面がございます。これについて、商工業者が何を行うべき内容なのか。こちらを 伺います。

3項目め、商工会への委託料50万円についてでありますが、2つの交付金を合わせます と合計268件の交付事業になります。1件当たり1,865円の委託料という形になるわけで すが、どのような形でこの50万円を積算したのか、その根拠を教えてください。

4項目めとしては、実際事業者が申請しなければこの交付金は年度末に残る事業であります。そうしますと、今回の委託料でありますが、年度末に精算されるという認識でよいか伺います。

以上4点です。

村づくり推進課長(佐藤正幸君) 未来へつなぐ商工業支援業務の内容4点ということであります。

まず、1点目の内容の審査、交付決定をするのはということでありますが、これは村の ほうで交付決定を出すという形になります。

2点目の商工業振興支援枠で防犯、防災の各企業が行う内容はどんなものかということでありますが、防犯につきましては、例えば通勤途中あるいは配達といったときに、村内をそれぞれ企業の従業員等が歩くと思いますが、通常であれば不審者や不審な車があったときに何か不思議だなと思ってそのまま通り過ぎるという部分があるかと思いますが、そういったときにそれぞれの企業を通してあるいは直接村または警察に連絡をいただく、そういった取組を行っていただければと考えているところであります。

また、防災につきましては、社内の防災訓練の内容をしっかり行うとか、常日頃そういったことを心がける、あるいはそういった取組をそれぞれ企業間で、うちはこういった取組を行っているというような情報を共有しながら、村全体でそういった防災意識を高めていこうという動きが考えられているところであります。

50万円の事務費につきましてですが、これはこの業務に全部従事するということではないと思いますので、それぞれこれから今年度いっぱいの業務を取り扱う中で、1か月丸々の賃金という形ではなくて、それぞれの月にある程度行っていただくという考え方でありますので、それ相当分としてはこのぐらいの金額が妥当ではないかと考えてきたところであります。

年度末にこの委託料が実際にこの件数分使われなかった場合、これは当然精査させていただくと考えております。よろしくお願いしたいと思います。

2番(横山秀人君) まず、1点目の回答については、村が交付決定を行うということでありますが、村が交付決定を行うのであれば、どうしてこの4,400万円ほどの交付金を商工会のほうに預けるのか。村が交付決定して、きちんと村から各事業所のほうに振り込むというのが、6月補正であったエネルギー対策で各事業所へ5万円払ったときのように行うべきではないのかと思いますので、これについて見解を伺います。

あと2点目について、防犯と防災についてはよく分かりました。ありがとうございます。 3点目の委託料につきましては、基本的には村がやる業務を商工会に委託するのであれ ば、村がやるとこれぐらいの事務費がかかってしまう、職員がこれぐらい時間がかかる と、1件当たりでもいいですし総額でもいいですけれども、そして係長が見て、課長が見て、決裁して、会計室に回って、そして振込するという一連の流れの、まずこの事務量の確認を行った上で、実際に役場でやるとこれぐらいの事務費がかかるんだということが、まず積算の根拠になるのかなと。その根拠をもって商工会にお伺いしたときに、実際これより安くできますかという形でやっていくこと自体が、今回の交付金事業の委託ではないかと思っております。端的に言いますと、この1件1,800円でやってくださいと、とても安過ぎると思います、正直。これをこちらが出してしまうと、なかなか商工会は言えないと思うんですね。ある程度、この50万円の根拠が分かるような形で再度設計し直して、そして補正で上げるとか、そういう考えがあるのか伺います。

あと4番目、委託料が返還になるということで、こちらのほうは理解しました。 ですので、1点目と3点目について再度回答を求めます。

村づくり推進課長(佐藤正幸君) 1点目の交付決定を村で行うのであれば直接のほうがいい のではないかというお話でありましたが、基本的にこの商工支援につきましては、速や かな事務取扱と速やかな支払いということを考えているところであります。村で直接と なりますと、村のほうで会計の伝票処理などでなかなか時間がかかってしまう部分があ りますので、商工会のほうである程度中身を確認していただいて、その結果を報告いた だき、それで村のほうで確認でき次第速やかに支払っていただけるような、そういった 事務の流れで、できるだけ商工業者のほうに速やかに支払いが行われるよう、全ての業 務をまず委託して、確認は村のほうも確認するという内容にしているところであります。 あと、事務費でありますが、村の職員の人件費をそれぞれ積算し積み上げるというのは ちょっとどうなのかなと思いますが、まずこの点については、それぞれどのくらいの事 務がかかるのかというのを商工会のほうでも考えていただきますけれども、まず一つに は、商工業の継続発展のためということで、商工会本来の指導の部分とか、そういった 事務部分も鑑みますと、今の村の職員の給与に見合う分を頂きたいという話には当然な ってこないわけでありますので、その辺は商工会とこれから、今までも協議はしてきま したが、そういった部分は協議するなり、商工会の考えを伺いながら実際の業務を発注 するという形にしていきたいと思っているところであります。

2番(横山秀人君) 最後の質問となります。

振込を行う流れ、すぐ対応できるようにということでありますが、実は6月議会において、畜産関係で高騰対策がありました。そして、商工のほうにも1社5万円という形でありました。こちらは補助金でやっております。今回急に、同じ商工なんですけれども、今度はお願いするという形でありますが、片方は村でやるよ、片方は商工会という形で、何か統一性がないと感じております。どうしてこのような形に、片方は村で出して、片方は商工会に委託するという形になって、これはもしかすると先に村でやったら遅いという実績があったから、そういう実情だから商工会に今回委託するんだという認識でよろしいでしょうか。

あともう1点、3点目の委託料でありますが、1件2,000円もいかない金額というのは、 どう考えても委託する側として適正ではないんじゃないかと。幾ら村単だからといって、 安くなればいいということかもしれませんけれども、ただ適正な事務に対しての支払いというのはやはり必要かなと思います。今回多分初めてだと思います、こういう形で支払いも含めて交付金事務も全部お願いするというのは。ですので、再度この事務委託料につきましては、商工会と密に協議して、これが適正なのか再度検討いただきたいと思います。そうするかどうか確認いたします。

以上です。

村づくり推進課長(佐藤正幸君) 1点目の村が全て交付事務を行うというのが今までのやり 方ではなかったかということでありますが、さきにも答弁させていただきましたけれど も、速やかな支払いを行いたいということであります。村の今までの事務処理が遅かっ たからということではなくて、村のそういったルートをきちんとした伝票処理なり、そ ういった部分で一定期間、申請があったからすぐに支払うと1件1件処理しているわけ ではなくて、月にある程度まとまった段階で処理しているという部分もありまして、そ の期間が例えば1か月程度かかってしまうなどといった状況が常でありますので、そう いったことではなく、速やかな支払いを商工会のほうではできるということで、商工会 ともお話をしながら、そういった内容をお願いできるかという話を確認しながら、今回 業務委託という形を取らせてもらったということであります。

また、事務経費につきましても、商工会のほうでも、商工会員のためでもあるので、ただでやれと言われるとなかなか厳しいですけれども、我々も努力はしますので幾らかそういった事務経費も見てもらえるとありがたいという話の中で、それもお話をしながら、商工会も努力しますと、汗をかきますという話をいただいた中でこの事務経費の予算を取らせていただいたという内容になっております。

以上です。

- 議長(佐藤一郎君) ほかに質疑ありませんか。
- 8番(佐藤八郎君) 13ページの収入の部分で、公共施設等整備基金繰入金とありますけれども、今回支出のほうでも防水工事ということであるんですけれども、この基金全体はどのぐらい今あって、何かこの庁舎はどこまで災害に強い建物なのか。台風とか何かがあるたびに修繕だなんだとかかっていくんですけれども、全体の建物の強度性なり、壊れる前に改善というか、そういう部分からしてどのような、建物全体の考え方をご説明願いたい。
- 総務課長(村山宏行君) 公共施設の整備基金の現在高でありますが、令和4年度末で6億 557万9,232円、これは決算書のほうに入っております。6億円とちょっとあるというと ころでございます。

今回、庁舎の工事のほうに511万5,000円計上させていただいております。公共施設のうち、ある程度の金額が修繕にかかるような、そちらについてこの基金のほうからということで、今回上げております。

建物等の考え方ですが、決算委員会の中でもお話ししましたが、現在村の場合は単年度 審議ということで、なかなか公共施設、いわゆるインフラの維持経費、それから減価償 却、更新といったところがどうしても見えにくいところがございます。村の財政のほう でも、そういった帳票をしっかりつくりながら年次計画を立てて、いわゆるメンテナンス、例えばマンションでありますと5年ごとに大きな工事、通年であれば小規模の工事ということで、そんな形で管理をされていきますので、村の公共施設につきましても、そういったものが必要と思っております。現在、各施設のカルテを用意しながら、そういった部分を進めてまいりたいと考えているところでございます。

- 8番(佐藤八郎君) メンテナンスがずっと管理上必要なのは当然のことなんですけれども、 それぞれの公共施設の現状の建物の実態と、何年かしたらとか、何か役場の屋根はしょ っちゅう何かかにかやっているみたいな、何かどうなんだか分かりませんけれども、こ の公共施設全体が今の建設基準やらそういうものをクリアしてはいるんでしょうけれど も、カルテを見て、点検をして、メンテナンスを図るということで、繰り返しにはなる んだろうけれども、これは定期的にやっていくものなのか。
- 総務課長(村山宏行君) 役場の庁舎について、いつも工事をしているのではないかということでありますが、基本的に地震の影響が大きいとご認識いただければと思います。昨年と一昨年、大規模な地震がございましたので、どうしても役場の庁舎、建築から結構たっておりますので、どうしても細部のところがあるというところで、地震の際の大きな工事が必要だったとご理解いただきたいと思います。

今回上げておりますのは、陸屋根の部分ですね。どうしても屋根の塗装でありますとか、防水のシーリングといったところは、やはり経年劣化というところで出てまいります。 そういったご指摘をいただかないように、今後スケジュールをしっかり立てながらメンテナンスをしてまいりたいと思っております。

- 8番(佐藤八郎君) 今、毎日のように報道でマイナンバーの話題がありますけれども、今度 コンビニシステムということで進めますけれども、村もマイナンバーを積極的に登録す るように進めたわけですけれども、マイナンバーの被害等のマイナス面、いっぱい問題 にされているんですけれども、デジタル大臣は継続になるようですけれども、そういう 場合の相談窓口なりは、全て個人任せになるんでしょうか。役場ではマイナンバーによ る被害とか、マイナンバーが自分が考える方向ではない部分で利用されたりした場合は、 役場で相談受付、警察対応になるんでしょうか、個人任せでしょうか。
- 住民課長(志賀春美君) マイナンバーカードについてでありますが、基本的には個人のカードということで、個人で対応していただくようになりますが、何かあった場合には、住民課窓口のほうにご相談いただければ、警察に相談するとか、案件によっては国のほうにおつなぎするとか、県のほうにというふうになろうかと思いますので、まずはどういった内容なのか、何かありましたらご相談いただければと思っております。
- 議長(佐藤一郎君) ほかに質疑ありませんか。

以上です。

7番 (渡邊 計君) 22ページ、23ページ、8款4項1目住宅管理費の中で、委託料ということで害虫駆除業務が上がっておりますが、これの委託先と該当する住宅、恐らく村営住宅なんでしょうけれども全てなのかどうか、あとはどんな害虫に対してなのか、そして作業方法と作業時期をお知らせください。

建設課長(高橋栄二君) こちらの害虫駆除業務の委託料でございますが、先日、笠石団地においてシロアリが発生しまして、予算を消化したということで、害虫駆除は今後も見込まれるということが予想されますので、今回の補正で計上するものであります。これからは、スズメバチなどの駆除が予想されるということでございます。

委託先は後ほど調べて報告いたします。専門業者になります。期間は、今後想定されるのはスズメバチかなということで、11月ぐらいまではそういった可能性があるのかなという認識をしております。

議長(佐藤一郎君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第55号 令和5年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第2号)

議長(佐藤一郎君) 日程第5、議案第55号令和5年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第 2号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第56号 令和5年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議長(佐藤一郎君) 日程第6、議案第56号令和5年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7、議案第57号 令和4年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 8、議案第58号 令和4年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9、議案第59号 令和4年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい て

日程第10、議案第60号 令和4年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて

日程第11、議案第61号 令和4年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12、議案第62号 令和4年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議長(佐藤一郎君) 特別委員会に付託しておきました日程第7、議案第57号令和4年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第8、議案第58号令和4年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第59号令和4年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第60号令和4年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第61号令和4年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第62号令和4年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上6議案について、一括議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長(髙橋孝雄君) ただいま議題となりました議案第57号から議案第62号の 令和4年度一般会計決算認定並びに各特別会計の決算認定審査を、9月8日から9月13 日の6日間にわたり、8人で構成する決算審査特別委員会を開き、委員長に私髙橋孝雄、 副委員長に佐藤眞弘委員が選出され、慎重に審査をいたしました。その経過と結果につ いて報告します。

本特別委員会の審査の経過でありますが、9月8日は各課長等から担当する事務事業に関わる経費の決算状況について詳細に説明を受けました。その後、9月12日、13日には決算書並びに決算に関わる主な施策の成果報告書、基金の運用状況調書、決算説明資料、監査委員の決算審査意見書などを基に、村長等に対し総括質疑を行いました。

質疑においては、各事業における成果及び事業の効果などを確認、さらに今後の課題と 方針などをただしました。

その主なものは、帰村者の生活環境整備、健康管理、介護環境整備、農業を中心としたなりわい再生などについてでありました。このほかにも多くの事業に関わる意見、指摘がなされました。全村避難指示から12年6か月が経過し、長かった避難生活の影響は計

り知れないものでありますが、一歩ずつ歩を進めることが大切ではないかと感じました。 本決算の審査を踏まえて、来年度予算、事業展開に反映いただきたいと思います。

以上を踏まえた結果、議案第57号令和4年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について、 議案第58号令和4年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第59号令和4年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第60号令和4年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第61号令和4年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第62号令和4年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上の6議案については、全会計で歳出総額150億円を超す決算であり、事業も多岐にわたる中でおおむね目的に沿って執行されており、適正であると認め、全ての議案について認定すべきものと決定したので報告します。

以上で決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

議長(佐藤一郎君) これから委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから議案第57号から議案第62号までの各議案に対する討論を行います。

8番(佐藤八郎君) 議案第57号令和4年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について、反対 の立場で発言、提案をいたします。

去る9月12日、13日の決算委員会において、私は32点について、令和4年度の予算は村民にとってどれだけ村民の生活、経済、福祉向上に結びついたかを、役場が仕事をした行政効果や経済効果について、各種資料に基づいて村民の代弁者の議員として評価し、後年度の予算編成や行政執行に生かすよう発言をいたします。

この決算の予算に対して、私は予算のときに申し上げたとおり、1つは原発事故から11年が過ぎての村民の立場に立った検証、2つに同じ原発事故被害を受けた各自治体の行政執行、3つ目は同じ村民が公正平等であったのか、4つ目は国、東電、県への対応は村民の立場であったのかなど発言、提案しましたが、令和3年度の継続と国、県の新事業なるものへの対応等、真の村再生のために現存する村民への対応、帰村された村民への事業、生活支援であります。原発事故による放射性物質、いわゆる毒物が村全体に降散され、国が言う除染、いわゆる危険物を除去して隔離するとしたものの、十数年たった今に至っても実現したのは村全面積の約16%なのであります。この自然環境の中で、役場職員、社会福祉協議会職員、教職員、医療関係者など多くの方々が村外から通勤されての仕事であります。想定外の仕事形態も避難解除前6年間、その後の状況と違っているとは考えますが、現在も国、県、全国からの応援職員が在籍しての職場であります。予算執行して村民にとって希望が生まれ、見える、分かる生活、未来に結びつけて村民が考えられるものになったのかであります。

よく数回にわたる村長答弁で、各行政区にコミュニティ担当を配置していますとありま すので、ここで例として申し上げます。社会福祉協議会の事業は地域高齢者福祉の充実 に努力されています。サポートセンターつながっぺの運営、コミュニティ形成事業、家族介護支援事業、生活支援相談員配置、日常生活自立支援、生活福祉資金の貸付事業、広報事業、心配ごと相談、福祉教育活動、生活福祉用具・車両貸出し、福祉活動団体助成事業、福祉チャリティー祭り、地域サロン事業、放射線相談支援事業、生活支援ワゴン運行事業、わくわく健康づくりなどの実行により、村民への希望、楽しみを与え、不安や心配に応える仕事をしながら、福祉事業への要望などを調査し、村民が望むことを明確にし、ニーズを掘り起こし、日々改善・充実を図り、村民やボランティア、行政とのつながりも大切にし、地域福祉活動計画策定を含め、村民と触れ合い、顔の見える、声の聞こえる村職員に、役場は仕事を大変な中でありますが協力協働で頑張っておられます。

村職員は、役場は村民が用件があれば、申請をしたければ、書類が必要であれば役場に村民が来訪するとの考えがあるのでは。もちろん災害、事件、事業によっては現場主義の分野は対応されていますが、コロナ、そしてIT化によって国、県に言いなりの執行のみとなるのではと心配するものであります。

13年たっての村づくり再生です。原発事故の前のように、役場、JA、商工会、森林組合などの思考を定例化しての調整、意見し合う場を早急につくるべきであります。

この村が、今日より明日へ希望を持って再生できるためには、多くの村民の意見、声を聞き生かすことが基本です。村の今の姿、これからの姿を示して、村民の今の思いや願い、考えをきちんと調査し応えるべきであります。

予算のときも申し上げましたが、村民のために、自然界のために何をし、どう成果を上げるか問われ、村民の職業は、所得は、年金収入はと考えると、一方では生活、経済、公的負担など高騰する社会を迎えていますので、村民の生活実態把握は行政執行の基本であります。そのことを無視することは、行政職の事業評価、復興の名の下に振り回される役場の仕事となってしまいます。村民主人公の村づくりとする本来の自治体の在り方として、国、県、東電には村独自調査実態を含め村民の代償として放射線量値が高いのは高い、賠償してほしいことは要求する、事故がなかったら発生しないことへの要求などをしていただくよう強く申し上げて、発言を終わります。

議長(佐藤一郎君) ほかに討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) これで討論を終わります。

これから議案第57号令和4年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。 お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長 の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議あり」「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり 認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤一郎君) 起立多数です。着席してください。 よって、本案は認定することに決定しました。

◎休憩の宣告

議長(佐藤一郎君) 暫時休憩します。再開は11時とします。

(午前10時49分)

◎再開の宣告

議長(佐藤一郎君) 休憩前に引き続き、再開します。

(午前11時00分)

議長(佐藤一郎君) これから議案第58号令和4年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決 算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長 の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。 これから議案第59号令和4年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について を採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長 の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。 これから議案第60号令和4年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。 これから議案第61号令和4年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採 決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長 の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。 これから議案第62号令和4年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい てを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

◎日程第13、議案第63号 飯舘村税特別措置条例の一部を改正する条例

議長(佐藤一郎君) 日程第13、議案第63号飯舘村税特別措置条例の一部を改正する条例を議 題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第64号 農業基盤整備促進事業(飯舘西部その2)農業基盤整備工事(水 路工)前田・八和木地区第9回工事請負契約について

議長(佐藤一郎君) 日程第14、議案第64号農業基盤整備促進事業(飯舘西部その2)農業基盤整備工事(水路工)前田・八和木地区第9回工事請負契約についてを議題とします。 これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長(佐藤一郎君) 日程第15、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定しました。

◎日程第16、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長(佐藤一郎君) 日程第16、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定しました。

◎日程第17、閉会中の継続調査の件

議長(佐藤一郎君) 日程第17、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

- 議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。
- ◎日程第18、閉会中の所管事務調査の件

議長(佐藤一郎君) 日程第18、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長から、会議規則第73条の規定によって、お 手元に配りました申出書のとおり閉会中の所管調査の申出があります。

お諮りします。両委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

- 議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、両委員長から申出のとおり閉会中の所管 事務調査とすることに決定しました。
- ◎日程第19、議員派遣の件
 - 議長(佐藤一郎君) 日程第19、議員派遣の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

- 議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は派遣することに決定しま した。
- ◎閉会の宣言
 - 議長(佐藤一郎君) これで本日の日程は全部終了しました。 会議を閉じます。

令和5年第6回飯舘村議会定例会を閉会します。 ご苦労さまでした。

(午前11時08分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年9月15日

飯 舘 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

- 同 会議録署名議員 髙橋 孝雄
- 同 会議録署名議員 佐藤 眞弘